

湯浅町 公共施設等総合管理計画

～公共施設を未来へつなぐ～



湯浅町役場

平成 29 年 3 月

湯浅町 総務課

目 次

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の対象	2
第4節 計画の期間	3

第2章 本町を取り巻く状況

第1節 町の成り立ち	4
第2節 人口の状況	5
第3節 財政の状況	7

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設	9
第2節 建物系公共施設の更新費用推計	13
第3節 土木系公共施設の更新費用推計	15
第4節 企業会計公共施設の更新費用推計	17
第5節 公共施設とインフラ全体の更新費用推計	19

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本的な方針について	22
第2節 実施方針について	23

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 建物系公共施設	32
第2節 土木系公共施設	69
第3節 企業会計公共施設	76

参考文献等	80
公共施設等総合管理計画 記載内容確認リスト	81

第1章 はじめに

第1節 計画策定の背景

公共施設等総合管理計画は、国（総務省）より要請された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日）」を受け、全国の自治体で策定されるものです。

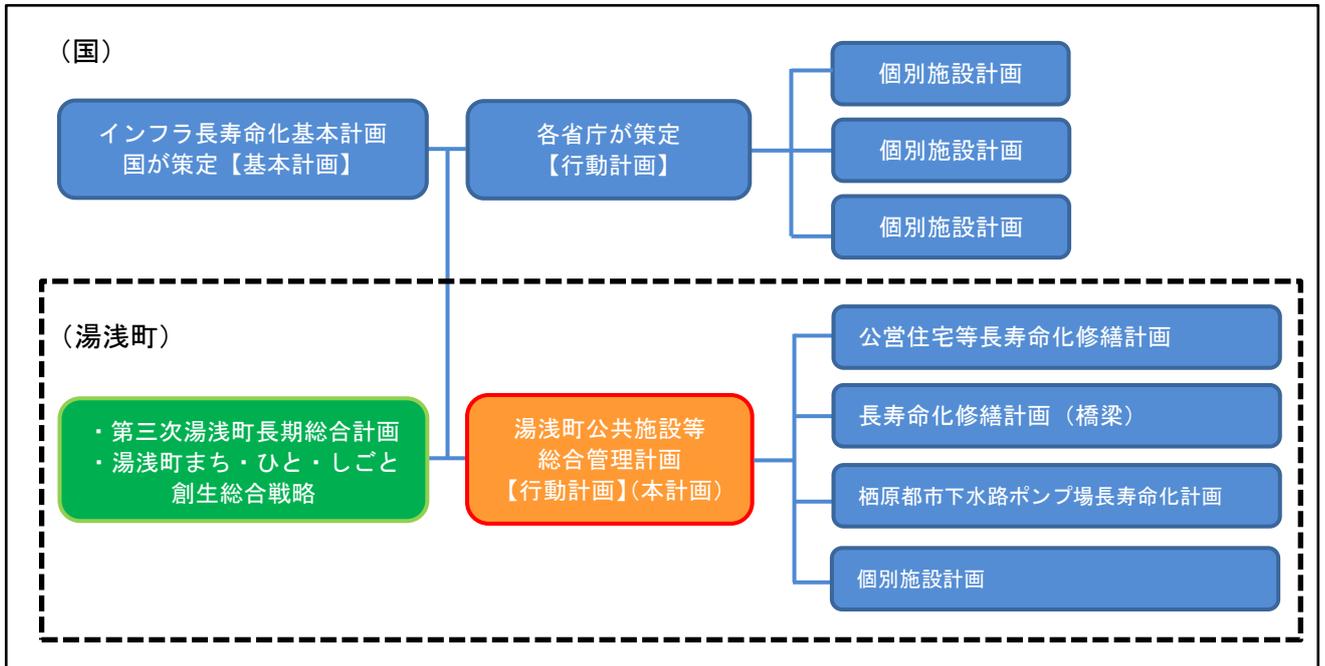
我が国は現在、高度経済成長期に整備されてきた学校施設や公民館のようなハコモノ、また道路、橋梁等のインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。さらに経済財政状況の悪化や施術革新等による個人の需要・嗜好の変化、そして本格的に突入した人口減少社会により、公共施設等に対する利用需要も変化しており、それに対応した行政サービスのあり方を検討する必要があります。そのため、公共施設等に関する現状を把握し、今後、公共施設等を適切に維持管理していくために、将来の更新費用の把握や維持管理等の方針を定める必要があります。

そこで本町は、国の要請に則り、公共施設等を次世代の住民に健全な状態で引き継ぐことが重要であると考え、公共施設等の今後のあり方や適正な維持管理、建て替え等の更新について、基本的な方針を示す「湯浅町公共施設等総合管理計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本町の公共施設や道路、橋梁等のインフラ施設の今後のあり方について、基本的な方針を示すものとして位置づけます。また、本計画は、本町の最上位計画である「第三次湯浅町長期総合計画」及び「湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の理念のもと、その他のまちづくりや公共施設等に関連する計画や施策等と連携し、今後の公共施設等に係る取り組みの方針を示す、分野横断的な計画です。

図表 1-1：湯浅町 公共施設等総合管理計画の位置づけ



第3節 計画の対象

本町では、役場庁舎や学校、公営住宅等の様々な公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設を所有しており、それら公共施設等について、適切に維持管理を行っていく必要があります。そのため本計画では、公共施設とインフラ施設の両方を対象とします。

図表 1-2：計画の対象



第4節 計画の期間

計画の期間は、図表 1-3 に示すとおり、本計画の推進期間として、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、その間、本町を取り巻く社会・経済情勢や法令・国の施策等の進行状況等の変化を考慮し、計画期間内であっても、適宜柔軟に見直し等の対応を行います。また、今後、策定が求められる個別施設計画についても、同様です。

なお、本計画に記載される内容は、公共施設等に関する情報あり、年度ごとに新たな公共施設等を建設したり、解体・除却等を実施した場合は、その都度、本計画に必要な事項を記載し、計画の更新を行うものとします。

図表 1-3: 計画の期間(平成 29 年度～平成 38 年度)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
内容											
本計画の策定	➡										
基本方針の決定	➡										
本計画の推進		➡									
【実施方針】点検・診断等、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、転用・複合化・機能集約、統合・廃止											
本計画及び方針の見直し		➡									
本計画内容の更新		➡									
個別施設計画の策定		➡									

第2章 本町を取り巻く状況

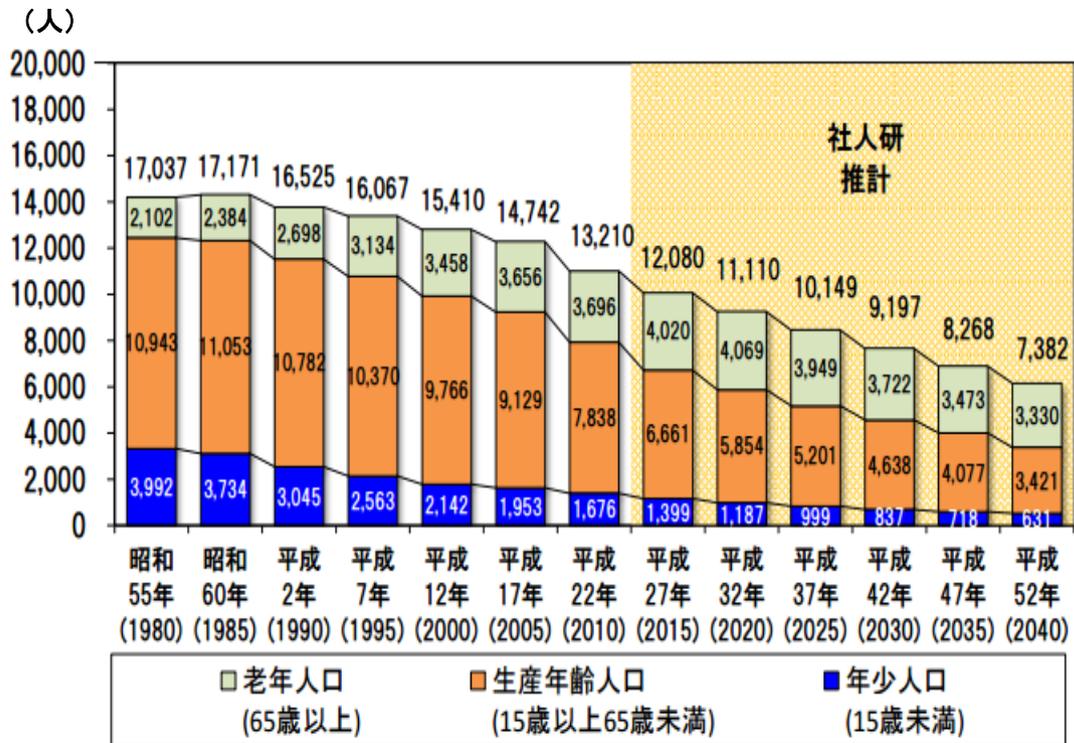
第1節 町の成り立ち

<p>湯浅の歴史</p>	<p>今から5,000年ほど前から湯浅に人が住み始めました。当時は、海が今よりずっと中まで入り込み、水(ゆ)が浅く広がっていたことから、「ゆあさ」の名がついたとも、古名「温笠(ゆかさ)」から転じたともいわれています。</p>
<p>平安時代</p>	<p>平安時代になると、土地の有力豪族、湯浅氏の活躍とともに「湯浅」の地名が歴史上の文献に登場します。湯浅氏は、藤原鎌足の子孫 藤原秀郷の後裔と考えられ、居住の地名から湯浅氏と名乗るようになったようです。</p>
<p>熊野三山への信仰</p>	<p>仏教の隆盛とともに、熊野三山が人々の信仰を集めたため、湯浅は熊野参詣の重要な宿所となりました。熊野参りへの人々の信仰熱は、上流階級から庶民まで広く高まったようで、京の都から盛んに人が往来し、湯浅の地で旅装をときました。</p>
<p>戦乱の世</p>	<p>湯浅氏一族が、歴史上で活躍したのは、平治の乱で、以後平氏の在地家人として重んじられました。その後、時が移り源氏の世の中になっても、鎌倉幕府からの信頼厚く、強固な武士団湯浅党として長く名をはせ、京都警備の任などにもあたりました。</p>
<p>室町から江戸へ</p>	<p>熊野街道の宿駅として、また紀伊水道の港町として位置と地形に恵まれた湯浅は、紀州藩の有田御代官所が置かれ、「湯浅組」として23ヶ村が治められ、組には大庄屋一人と、各村に庄屋が置かれました。今日でも、税務署や有田振興局などが置かれる有田地方の行政中心地としての、湯浅の歴史はこの時に始まったと言えるでしょう。</p>
<p>江戸から明治へ</p>	<p>交通上重要な位置にあった湯浅は、しだいに商業都市として発展を遂げます。その核をなしたのは、なんといっても醤油。湯浅は、今や世界の調味料になった醤油が、商品として誕生したふるさとです。紀州藩の保護を受けて発展し、名を高めました。ほかに、醤油誕生のきっかけとなった金山寺味噌、紀州みかん、魚網などが重要な産業でした。湯浅は幕末には城下町和歌山について人口の多い商業都市になっていました。</p>
<p>村から町へ</p>	<p>明治維新後、湯浅村・別所村・青木村・山田村が合併して「湯浅村」に、田村・栖原村・吉川村が合併して「田栖川村」になりました。さらに湯浅村が町となり、湯浅町が誕生したのは1896年(明治29年)のことでした。この後、第2次世界大戦後の1956年(昭和31年)に田栖川村と合併し、現湯浅町となりました。</p>

第2節 人口の状況

本町の人口は、昭和 60（1985）年の 17,171 人をピークに、それから右肩下がりの人口減少が今日まで続いています。図表には表れていませんが、本町においては、昭和 25（1950）年頃より、老年人口（65 歳以上）が増加し、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口が共に減少する人口減少の「第 1 段階」に入っています。今後の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所による推計。以下、「社人研」という。）では、平成 27（2015）年に老年人口が横ばいとなる「第 2 段階」、平成 37（2025）年には老年人口も減少に転じる「第 3 段階」へ向かうことが推計されています。

図表 2-1:本町の年齢 3 区分別人口の推移

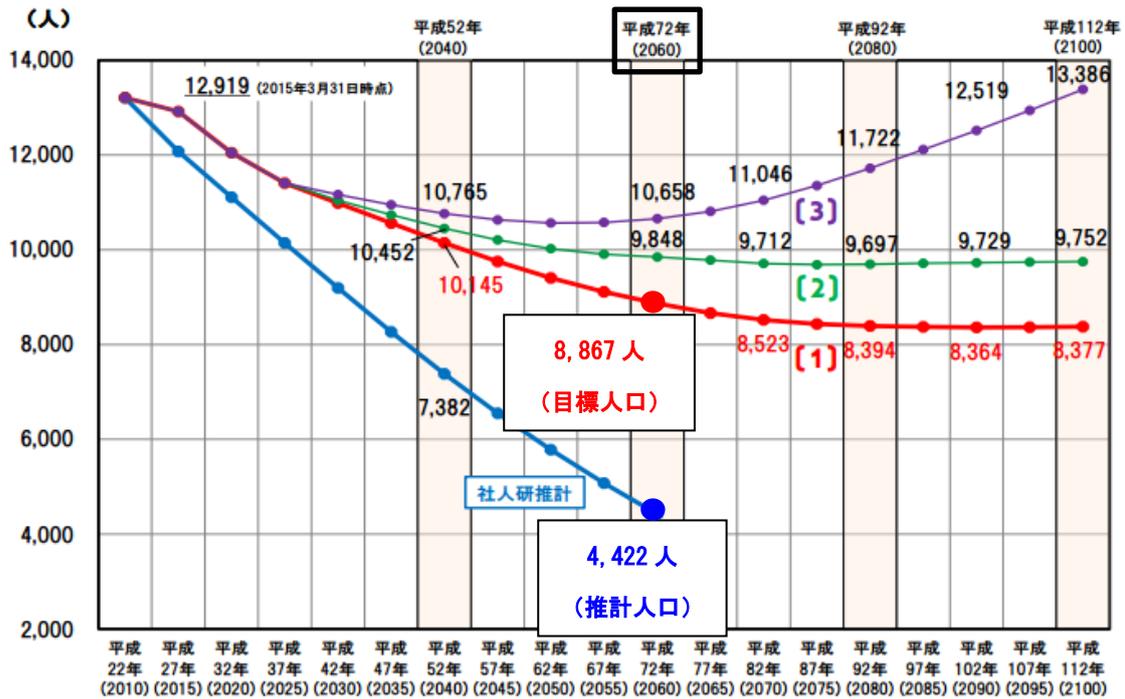


(資料) 総務省「国勢調査」、社人研「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」

(湯浅町人口ビジョンより)

人口推計によると、現状のままでは、今後も人口が減少し続け、平成 72(2060)年には、町の存続が危ぶまれる 5,000 人を大きく下回り、さらにその後も人口減少は止まらず、町そのものが消滅の危機に陥ると予測されています。本町では、このような事態を抑制するため、「将来にわたって 8,000 人程度を維持する人口ビジョン」を目標とする必要があります。

図表 2-2: 本町における人口の長期的見通し



(資料) 社人研「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」、国から提供された人口推計ワークシートをもとに推計

人口の長期的見通しにおける条件表(合計特殊出生率、純移動率)

図表番号	合計特殊出生率	純移動率
[社人研推計]	2060年まで 1.4台でほぼ横ばい(～2060年)	0.5倍に定率縮小(～2020年)
[1] (湯浅町シミュレーション1)	2.2まで定率上昇(～2030年)	0.5倍に定率縮小(～2020年) ゼロまで定率縮小(～2030年)
(参考) [2] (湯浅町シミュレーション2)	同上	0.5倍に定率縮小(～2020年) ゼロまで定率縮小(～2030年) +0.01で推移(～2060年) ゼロで推移(2060年～)
(参考) [3] (湯浅町シミュレーション3)	同上	0.5倍に定率縮小(～2020年) ゼロまで定率縮小(～2030年) +0.02で推移(～2060年) ゼロで推移(2060年～)

(湯浅町人口ビジョンより)

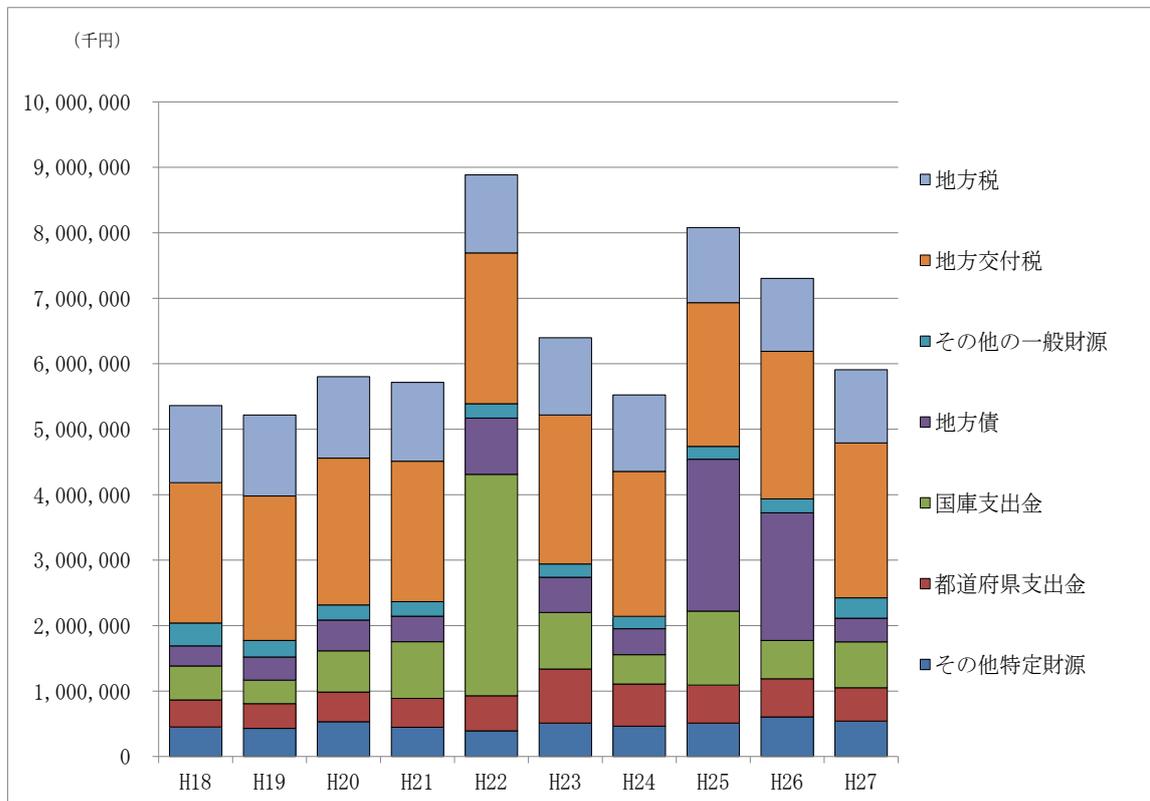
第3節 財政の状況

本町の財政状況について、今後は人口減少等も進行するものと考えられるため、税収等が減少し、今以上に厳しい財政運営が続いていくことが予測されます。

以下、普通会計決算を基にした本町における財政状況を、図表 2-3 に歳入決算額の推移、図表 2-4 に歳出決算額の推移として示しています。

歳入では、平成 22 (2010) 年度に国庫支出金が、平成 25 (2013) 年度及び平成 26 (2014) 年度に地方債が増加していますが、その他の年度については、概ね 6,000,000 千円程度の歳入規模となっています。

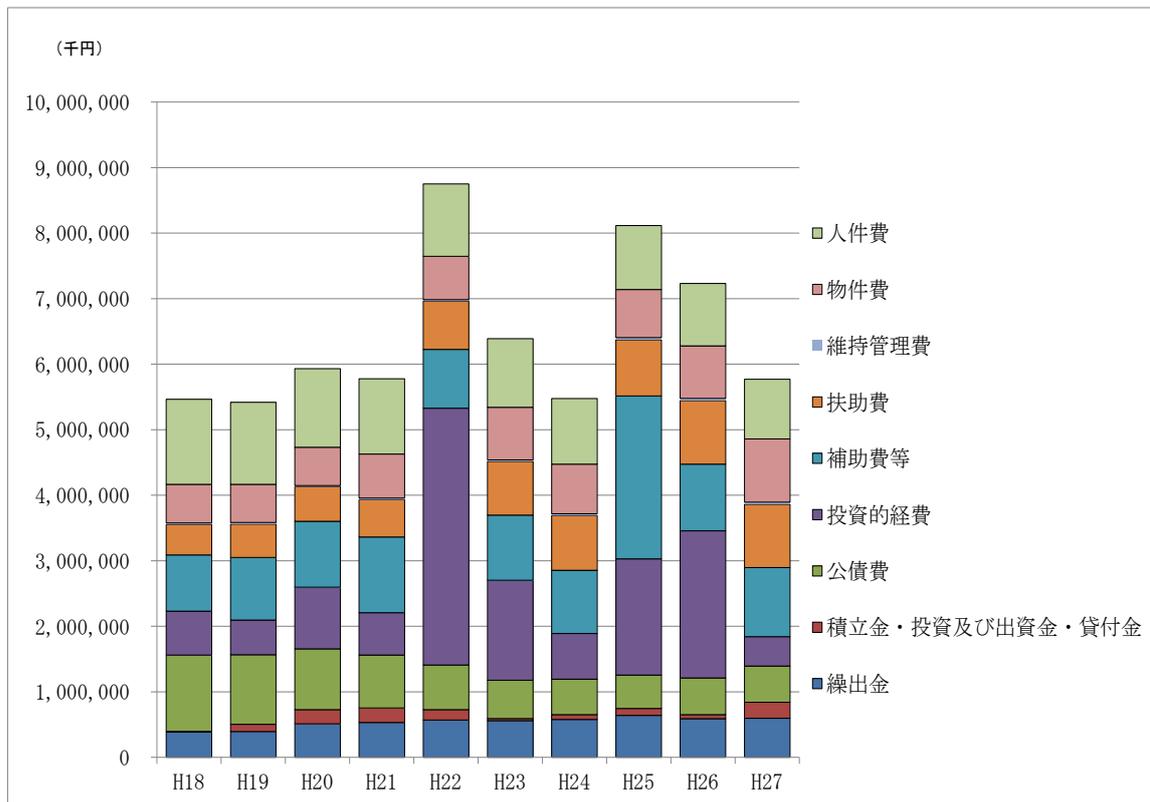
図表 2-3:歳入決算額の推移



(決算統計より作成)

歳出では、平成 18（2006）年度に 5,465,379 千円だったものが、平成 27（2015）年度には 5,769,838 千円となっています。内訳をみますと、職員給与費等の人件費は、平成 18 年度に 1,300,083 千円だったものが、平成 27 年度には 910,864 千円と減少していますが、一方で、住民の高齢化により社会保障費等の扶助費が、平成 18 年度に 465,474 千円だったものが、平成 27 年度には 966,310 千円と、2 倍以上に膨らんでいます。今後も人口減少等による税収の減少による歳入の減少、高齢化の進行による扶助費等の増加による歳出の増加が見込まれるため、健全な財政運営を行う必要があります。また、平成 22 年度には小中学校の建て替え、平成 26 年度には役場庁舎の建て替え等があり、投資的経費が他の年度よりも大きくなっています。

図表 2-4:歳出決算額の推移



(決算統計より作成)

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、役場庁舎や公民館のような建物系公共施設、道路や橋梁のような土木系公共施設、そして、配水池やポンプ室のような主に水道事業に関する企業会計施設の3つに分類します。

図表 3-1: 対象とする施設分類

区分	大分類	小分類	主な施設
建物系 公共施設	行政系施設	庁舎	役場庁舎
		消防施設	消防車庫
	町民文化系施設	集会施設	教育集会所等
	社会教育系施設	図書館	図書館
		公民館	公民館
	スポーツ・レクリエーション・観光系 施設	スポーツ施設	プール、体育館等
		観光施設	甚風呂等
	産業系施設	産業系施設	作業所、栽培施設等
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家等
		その他福祉施設	文化会館等
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	学校給食センター
	子育て支援施設	保育所	保育所、学童保育所
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	供給処理施設	供給処理施設	ポンプ室
	その他	その他	斎場、公衆便所等

区分	大分類	小分類	主な施設
土木系 公共施設	道路、橋梁	道路	町道、農道、林道
		橋梁	PC 橋・鋼橋等
企業会計 施設	水道事業施設	水道施設	ポンプ室、配水池等
	農業集落排水事業施設	農業集落排水施設	浄化センター等

また、本町における施設分類ごとの延床面積は、図表 3-2 のとおりです。

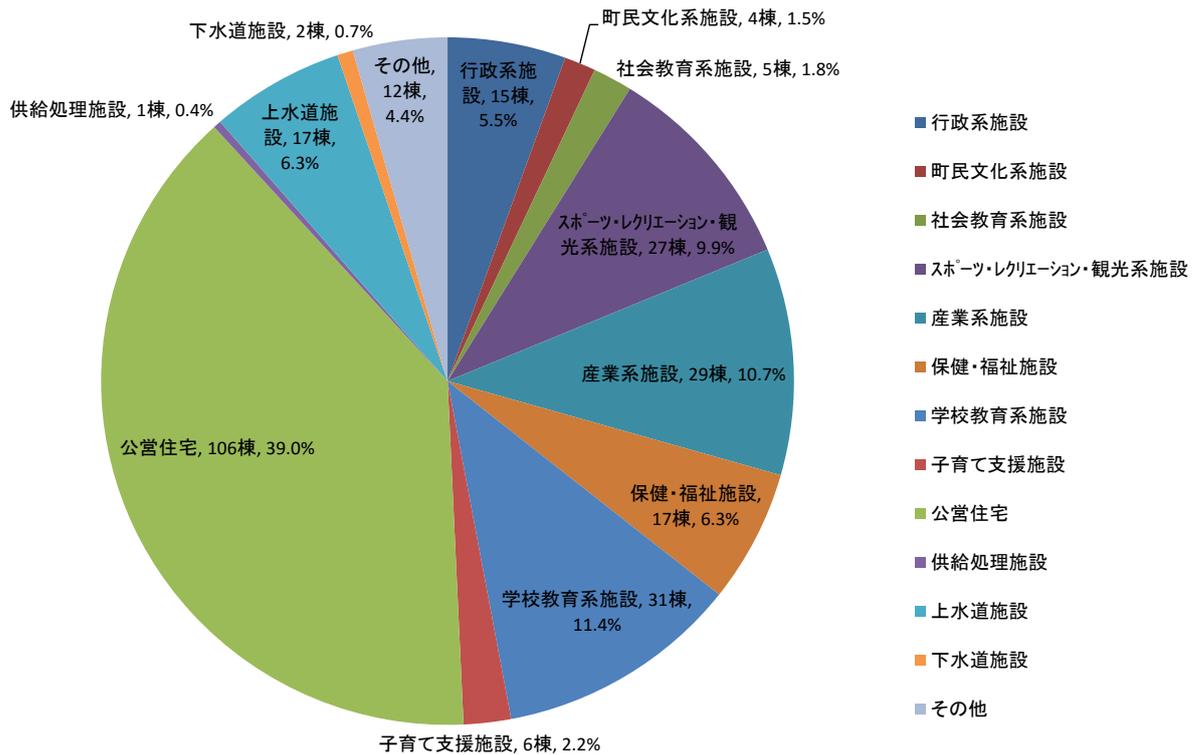
図表 3-2:施設分類ごとの延床面積

区分	大分類	小分類	延床面積(m ²)	棟数
建物系 公共施設	行政系施設	庁舎	4,801.00	3
		消防施設	813.42	12
	町民文化系施設	集会施設	868.00	4
	社会教育系施設	図書館	860.00	1
		公民館	1,381.00	4
	スポーツ・レクリエーション・観光系 施設	スポーツ施設	8,684.34	16
		観光施設	2,061.00	11
	産業系施設	産業系施設	33,025.00	29
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3,186.00	12
		その他福祉施設	2,876.00	5
	学校教育系施設	学校	20,906.00	29
		その他教育施設	756.00	2
	子育て支援施設	保育所	2,025.75	6
	公営住宅	公営住宅	26,681.24	106
	供給処理施設	供給処理施設	300.00	1
	その他	その他	1,272.00	12
建物系公共施設 計			110,496.75	253

区分	大分類	小分類	延床面積(m ²)	棟数
企業会計施設	上水道施設	ポンプ室、配水池等	1,082.00	17
	下水道施設	浄化センター等	331.00	2
	企業会計施設 計		1,413.00	19
合 計			111,909.75	272

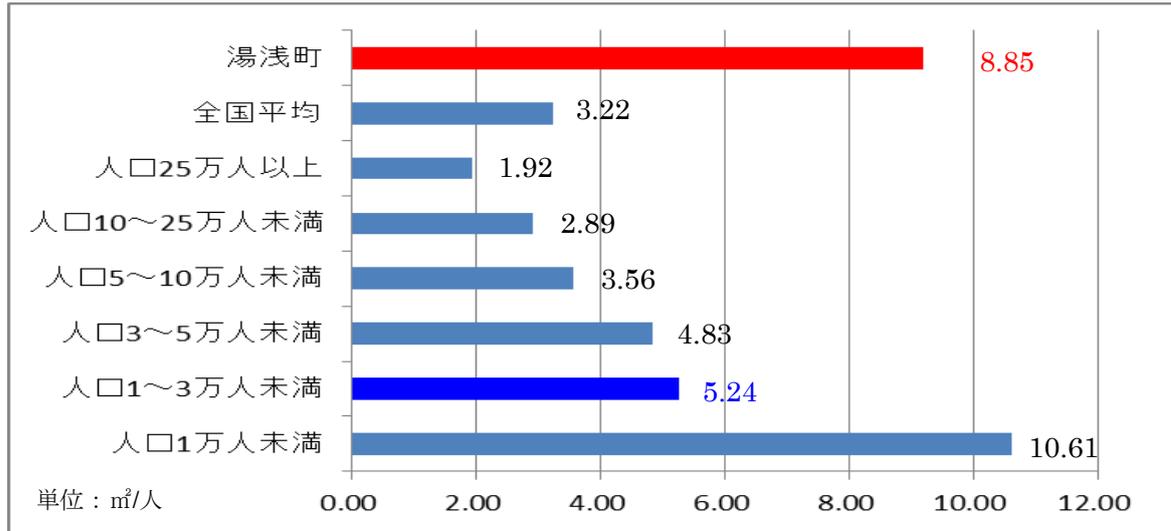
図表 3-3 は、本町の公共施設を分類ごとに延床面積の割合を示しています。もっとも割合の大きい施設は、公営住宅となっており、全体のおよそ 4 割を占めています。

図表 3-3:施設分類ごとの延床面積



図表 3-4 は、総務省が公表している人口一人あたりの建物系公共施設の延床面積を、全国平均等と比較したもので、本町は $8.85 \text{ m}^2/\text{人}$ であり、人口同規模の全国平均(人口 1 万人以上 3 万人未満、 $5.24 \text{ m}^2/\text{人}$)のおよそ 1.7 倍であることから、施設の総量が平均よりも多いことがわかります。

図表 3-4:人口一人あたりの建物系公共施設延床面積比較グラフ



図表 3-5:人口一人あたりの建物系公共施設延床面積

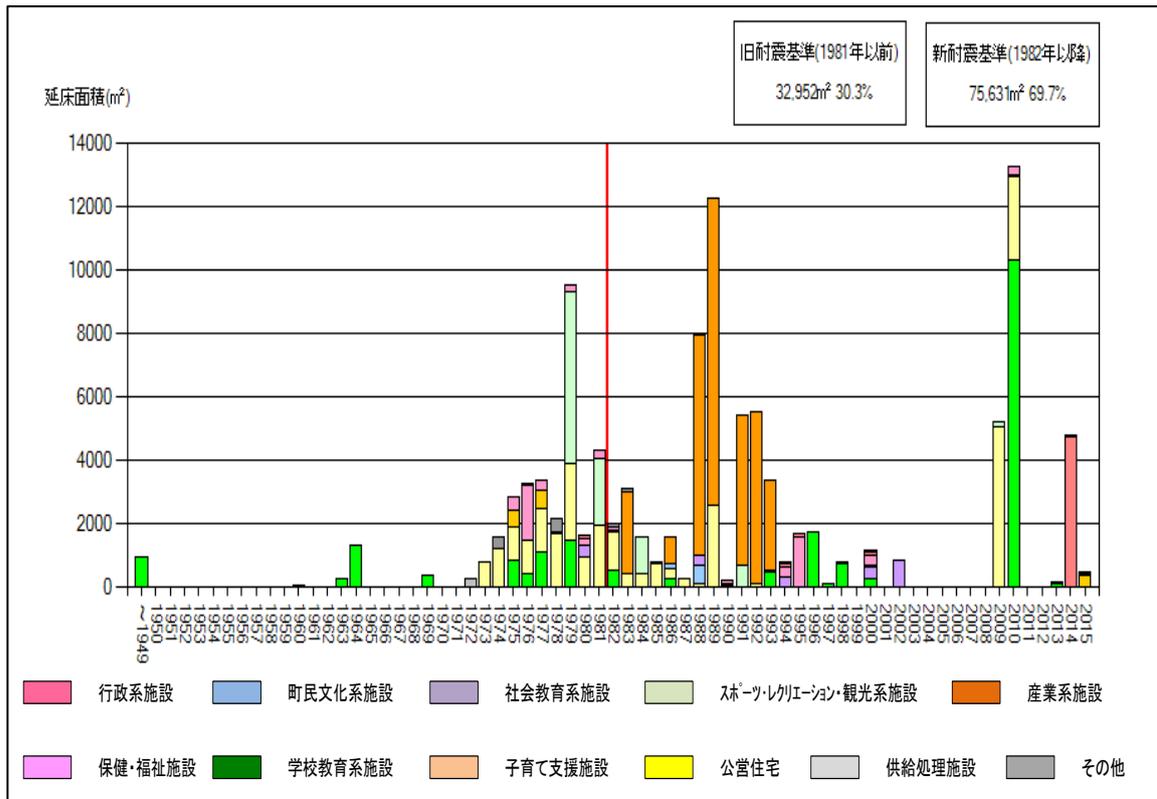
市町村名	延床面積 (m²)	平成 29 年 2 月 1 日時点 人口(人)	【湯浅町】 一人あたりの 延床面積 (m²/人)	【人口同規模 全国平均】 一人あたりの 延床面積 (m²/人)
湯浅町	110,496.75	12,480	8.85	5.24

(全国平均:平成 24 年 3 月総務省自治財政局財務調査課 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 資料 2 全国平均値及び人口区分別平均値)

第2節 建物系公共施設の更新費用推計

図表3-6は、本町が所有する固定資産台帳より、公共施設の建築年月日より作成した年度別の延床面積の量を示したグラフになります。グラフの値が大きいほど、その年度に公共施設を多く建設した、または、大規模な延床面積を有する公共施設を建設したことが分かります。

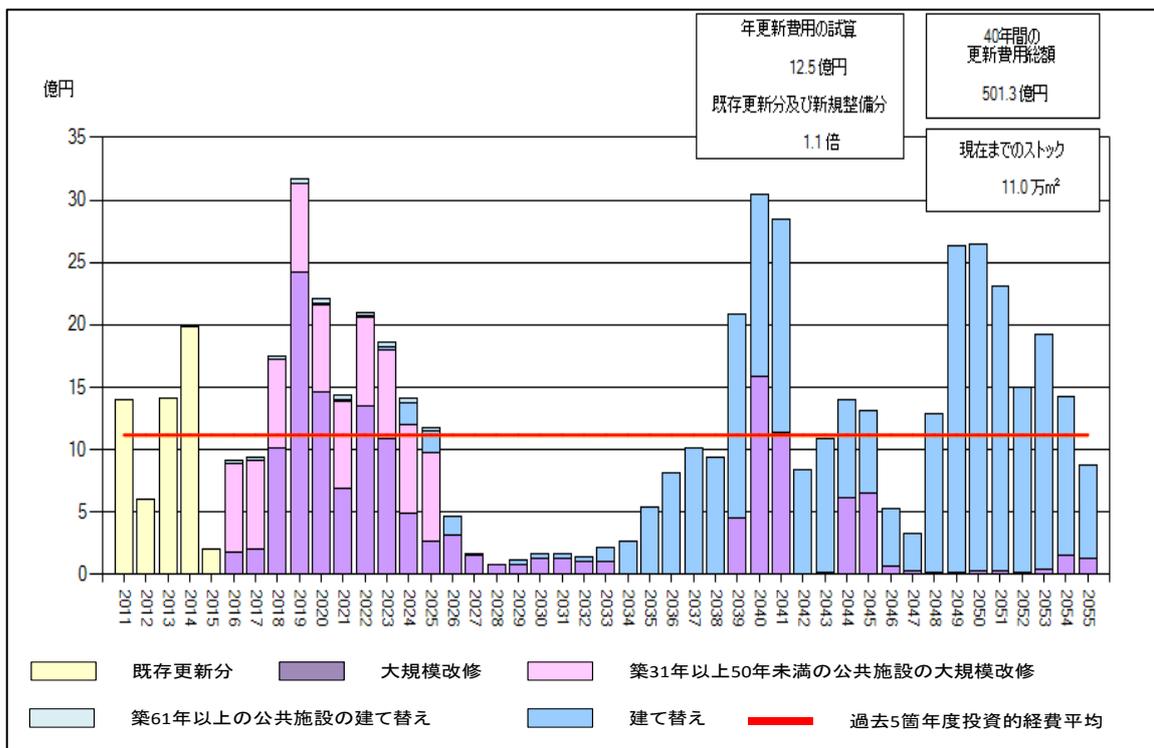
図表3-6:建物系公共施設 築年別整備状況



図表 3-7 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま建て替えを行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、501.3 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 12.5 億円かかる試算となります。

本町の財政状況は、今後、人口減少との影響を受け、さらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。そのため、既存施設への機能の集約化・複合化、利用者ニーズの変化への対応、地域の実情や施設等の周辺環境を考慮した公共施設等のあり方についての検討が必要となります。

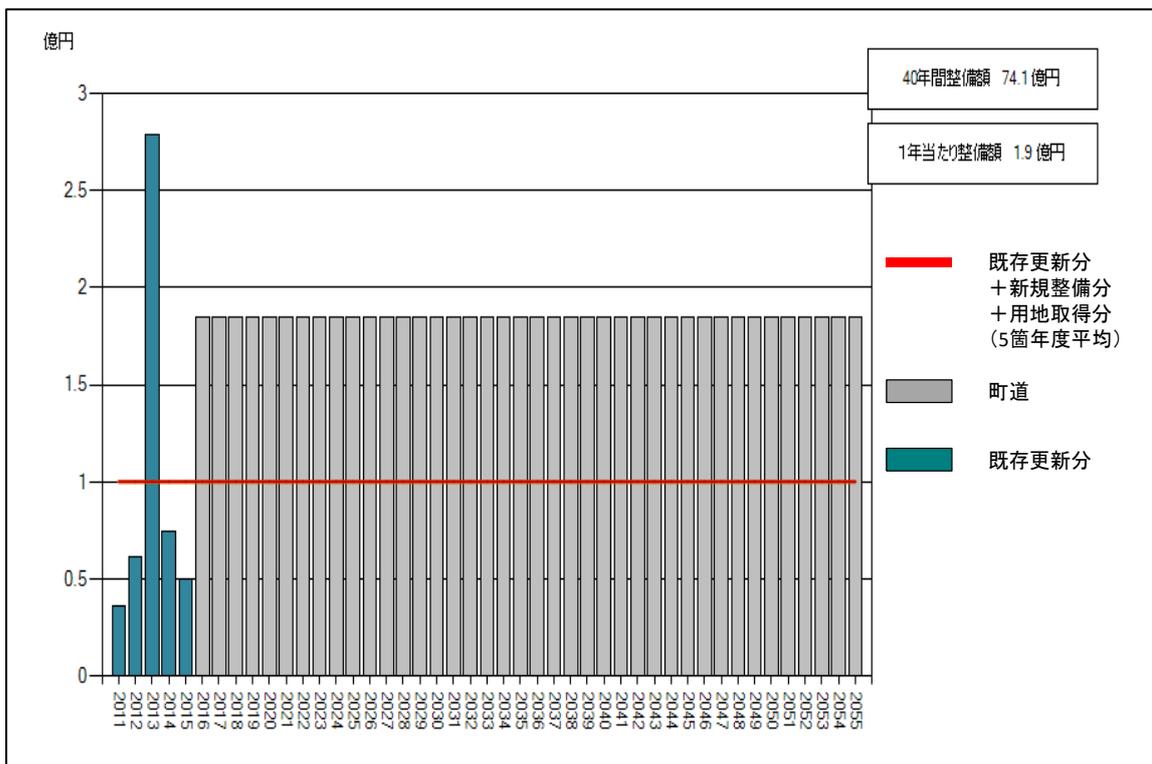
図表 3-7: 建物系公共施設の更新費用



第3節 土木系公共施設の更新費用推計

図表 3-8 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、町道の面積は 591, 231. 60 m²であり、これらすべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、74. 1 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 1. 9 億円かかる試算となります。

図表 3-8:道路の更新費用



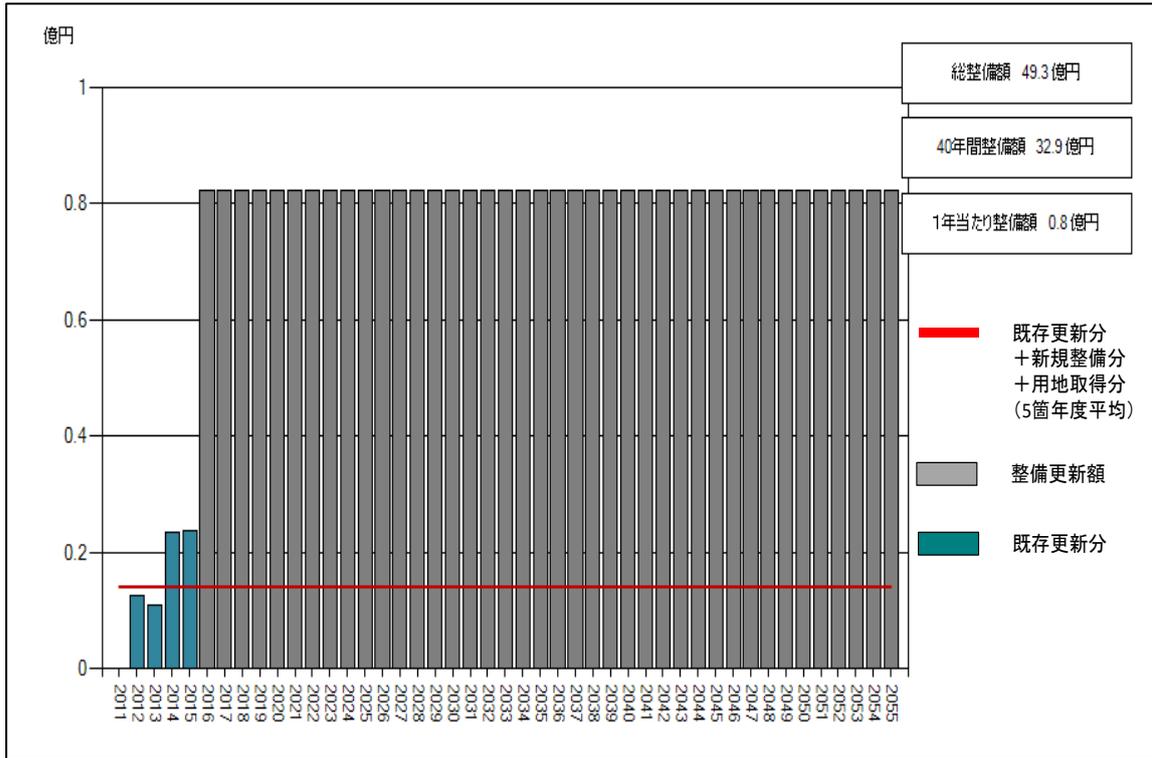
図表 3-9:道路の総量

区分	累計	種別	道路部面積
土木系 公共施設	道路	町道	591, 231. 60 m ²

※更新費用推計に農道、林道は含まない。

図表 3-10 は、橋梁の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する橋梁について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、32.9 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 0.8 億円かかる試算となります。

図表 3-10: 橋梁の更新費用



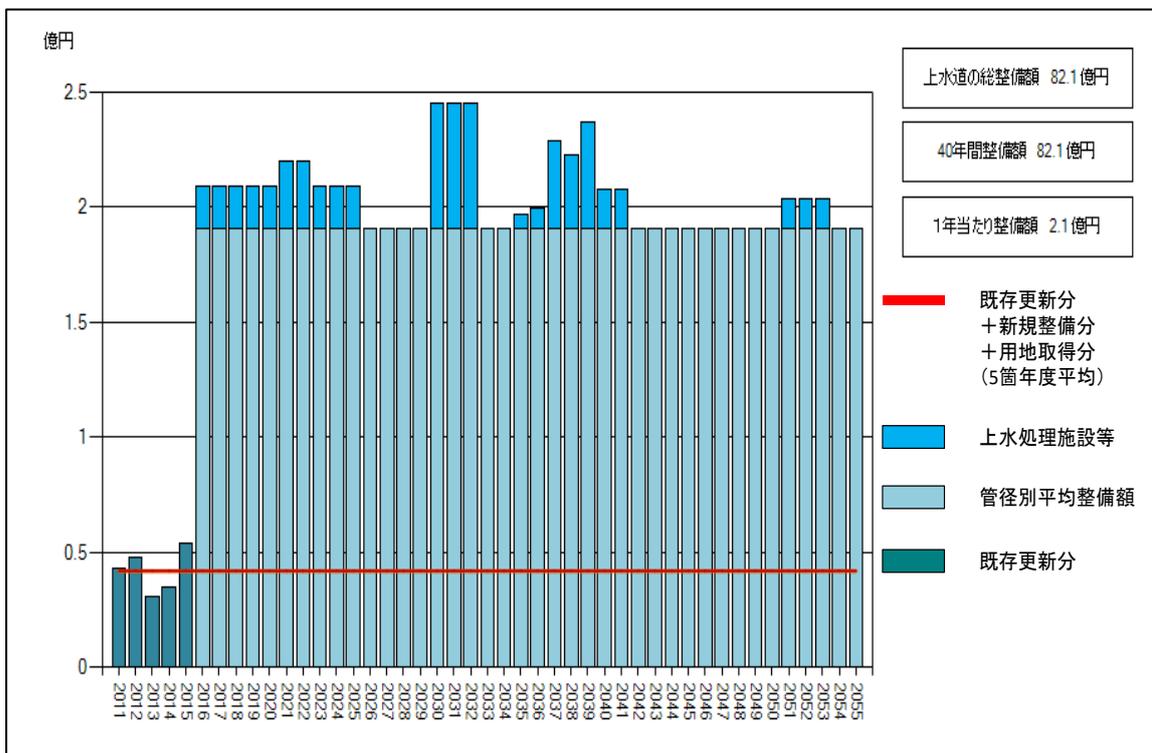
図表 3-11: 橋梁の総量

区分	累計	種別	道路部面積
土木系 公共施設	橋梁	PC 橋	6,092.00 m ²
		鋼橋	873.20 m ²
		その他	4,044.00 m ²
		合計	11,009.20 m ²

第4節 企業会計公共施設の更新費用推計

図表 3-12 は、上水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する上水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、82.1 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 2.1 億円かかる試算となります。

図表 3-12: 上水道施設の更新費用

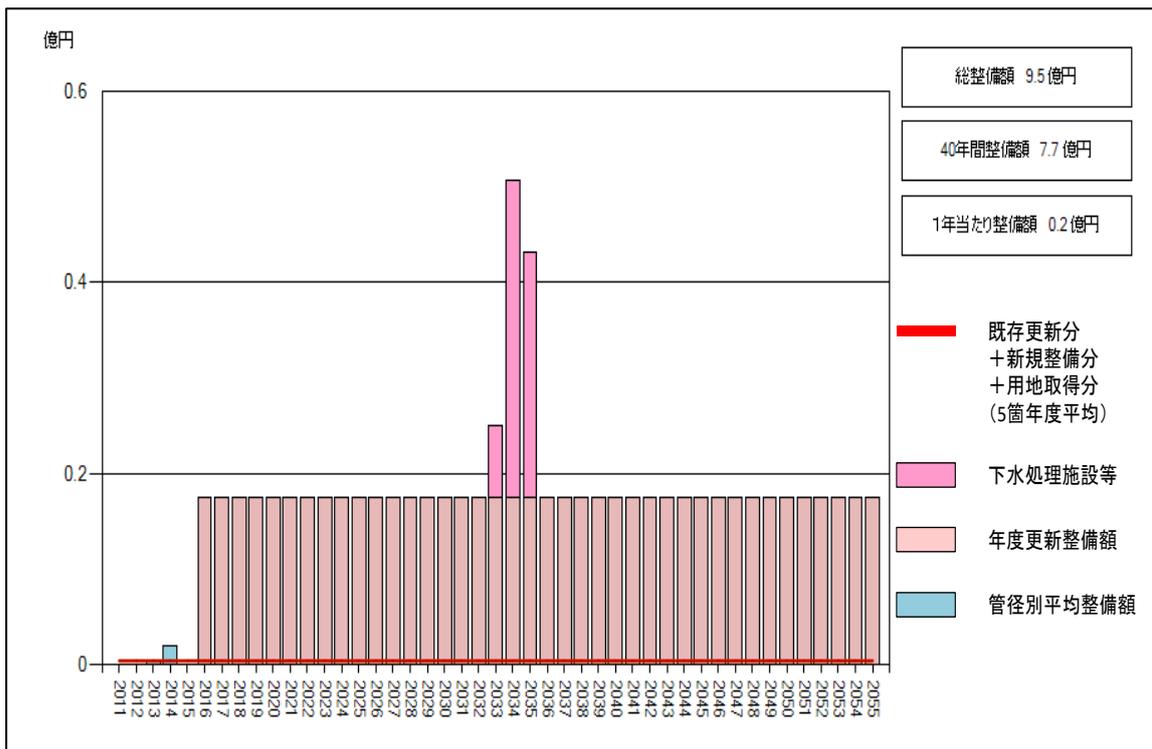


図表 3-13: 上水道施設及び簡易水道施設の総量

区分	累計	種別	総量
企業会計 施設	上水道施設	導水管	350m
		送水管	3,180m
		配水管	146,470m
		管合計	150,000m
		施設(17棟)	1,082.00 m ²

図表 3-14 は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する下水道施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、7.7 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 0.2 億円かかる試算となります。

図表 3-14: 下水道施設の更新費用



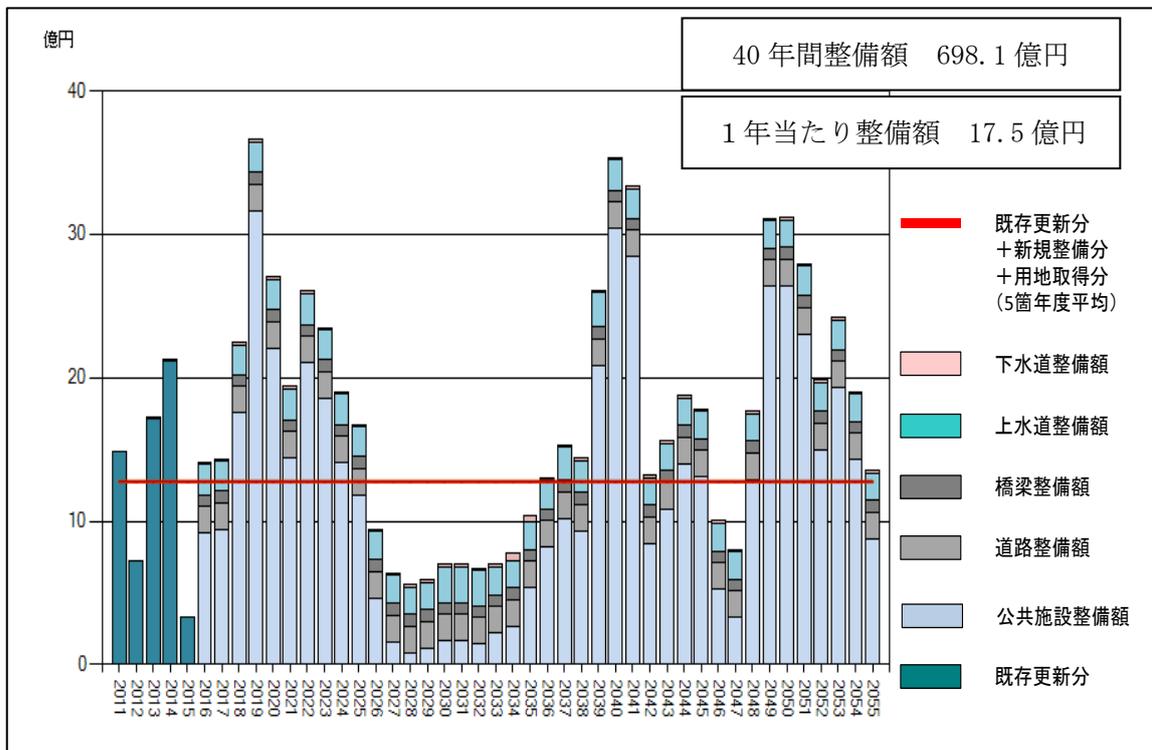
図表 3-15: 下水道施設の総量

区分	累計	種別	総量
企業会計 施設	下水道施設	汚水管	7,105.65m
		施設(2棟)	331.00 m ²

第5節 公共施設とインフラ全体の更新費用推計

図表 3-16 は、公共施設とインフラ全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設とインフラ全体について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、698.1 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 17.5 億円かかる試算となります。図表 3-17 は、公共施設とインフラ全体の更新費用及び直近 5 箇年の投資的経費を比較したものです。現状の公共施設とインフラ全体にかかる投資的経費の平成 23 年度から平成 27 年度の年平均は、12.8 億円であるため、更新費用は投資的経費の約 1.4 倍となり、全体の財源不足額は年間あたり 4.7 億円となります。

図表 3-16: 公共施設とインフラ全体の更新費用



図表 3-17: 公共施設とインフラ全体の直近 5 箇年の投資的経費

	建物系	土木系	企業会計	合計
更新費用 (40年間の平均)	12.5 億円	2.7 億円	2.3 億円	17.5 億円
投資的経費 (5箇年の平均)	11.2 億円	1.1 億円	0.5 億円	12.8 億円
不足分	▲1.3 億円	▲1.6 億円	▲1.8 億円	▲4.7 億円

※更新費用の試算にあたっての設定条件

・ **使用ソフト**

一般財団法人 地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10

・ **計算方法**

耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

延床面積×更新単価＝更新費用

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

・ **耐用年数**

標準的な耐用年数とされる 60 年を採用している。

日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より。

・ **地域格差**

地域格差は、考慮しないものとする。

・ **耐用年数が超過しているもの**

推計開始時において、すでに耐用年数を超過しているものは、推計開始年度である平成 28 年度（2016 年度）から 10 年間で、均等に更新するものとして計算する。

・ **建て替え期間**

設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を 3 年間として計算する。

図表 3-18、3-19 は、それぞれ公共施設等更新費用試算ソフトによる建物系公共施設、土木系公共施設及び企業会計施設の更新単価を示した表である。

図表 3-18: 公共施設等更新費用試算ソフト更新単価(建物系公共施設)

施設用途	大規模改修	建て替え
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

図表 3-19: 公共施設等更新費用試算ソフト更新単価(土木系・企業会計公共施設)

施設用途	更新年数		更新単価	
	年	年	更新単価	更新単価
道路	15	年	1 級町道	4,700 円/㎡
			2 級町道	4,700 円/㎡
			その他の町道	4,700 円/㎡
			自転車歩行者道	2,700 円/㎡
橋梁	60	年	PC 橋	42.5 万円/㎡
			RC 橋	42.5 万円/㎡
			鋼橋	50.0 万円/㎡
			石橋	42.5 万円/㎡
			木橋その他	42.5 万円/㎡
上水道	60	年	導水管等	10.0～92.3 万円/m
下水道	50	年	コンクリート管等	61～29.5 万円/m

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本的な方針について

老朽化が進む公共施設等を、良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理が必要です。また、日常生活上、必要不可欠な道路や橋梁、水道のようなインフラ施設は、安全な供用が求められます。

しかし、厳しい財政状況等から、すべてを維持管理することは困難であるため、著しく老朽化が進み、使用上、危険が及ぶ可能性があるもの、また、すでに供用を停止しているものは、早急に取り壊し等の検討を行います。また、その他の公共施設等については、原則、適切な維持管理を行うとともに、現状を把握し、将来の利用需要を予測し、必要に応じて、複合化・集約化等の検討を行います。

なお、本町の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針は、次のとおり、5つの基本方針とします。

基本方針

1. 総量削減を基本とし、老朽化又は類似施設の複合化・集約化及び廃止・解体を検討する。
2. 施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。
3. 現状を的確に把握し、今後も安全に利用できるよう施設の長寿命化及び適切な維持管理を行う。
4. 既存の計画を基に、施設等の維持管理や再編を行う。
5. 個別施設計画を策定し、施設ごとの対応方針や改修・建て替え等の優先順位等を定める。

第2節 実施方針について

(1) 点検・診断等の実施方針

定期的な公共施設等の点検・診断を実施し、利用状況を把握する。

公共施設等の点検・診断については、老朽化及び設備等の機能低下を防ぐため、定期的
に実施し、経年による劣化、気象や使用による外的負荷による性能の低下及び施設の利用
状況を把握し、コスト等を含め適切な維持管理を行います。

また、点検・診断の結果については、システムによる一元管理化を行い、取りまとめた
内容については、定期的に住民等へ情報公開を実施します。

◆公共施設の現状を定期的に調査します。

現在、全ての公共施設において、法定点検以外の定期的な点検は実施できていま
せん。そのため、一部施設において、老朽化等による壁のひび割れ、軒裏の剥がれ
等が発生しているにもかかわらず、修繕等の適切な処置が実施できていない箇所が
あります。これらは、そのまま放置しておきますと、施設の老朽化がさらに進み、
施設の機能に支障をきたす恐れがあり、施設の使用停止や最悪の場合、屋根等の崩
落が発生し、利用者等に危害を及ぼす恐れもあります。

このような状況を改善すべく、今後、公共施設の定期的な目視点検を行い、事故
等を未然に防ぎ、事後対応の修繕ではなく、予防保全の考え方を導入し、今後、個
別施設計画の中で修繕計画を立て、事前に適切な処置を実施することとします。

◆吉川公民館の現状



施設の複数個所に軒裏の剥がれが確認されています。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

履歴情報を蓄積し、計画に活用する。

すべての公共施設等において、点検・診断を実施することにより、修繕等の必要な対策を、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施します。その際、公共施設等の状態や過去の対策履歴等の情報を把握し、維持管理・修繕・更新等に活用する。なお、情報の蓄積手段として、固定資産台帳を有効活用します。

図表 4-1：点検結果等の情報公開イメージ



(3) 安全確保の実施方針

危険性の高い施設等は、速やかに修繕・除却等の対応を実施する。

公共施設等における安全確保は、周辺住民や利用者の安全を確保し、安心・安全に施設を利用することができることを目的とします。なお、点検・診断等により、危険性が認められた公共施設等については、本計画や今後策定予定である個別施設計画に基づき、早急に修繕等の安全対策や修繕・除却等を推進します。ただし、極めて危険性が高いと思われる公共施設等については、早急に協議・検討を実施し、解体・除却を行うこととします。

各施設の安全確保及び安定的・継続的な施設利用のため、図表 4-2 及び 4-3 に記載する「施設の安全確保に係る項目」による点検・診断、安全確保を行います。これら点検・診断等により、高度の危険性が認められた、または利用者及び周辺環境に危険性を及ぼす可能性があるとして認められた公共施設等や老朽化等により供用を廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、関係各位と協議・調整の上、早急に除却・解体を行います。

◆公共施設の安全確保

現在、町内には大小 24 箇所の公園が設置されています。住民をはじめ、多くの方々に憩いや安らぎを提供し、また、健康増進やスポーツ振興等のために供されています。しかし、一部の公園施設においては、老朽化が進行し、柱や手摺の錆びつき、タイルの剥がれ等が発生しています。これらは、利用者にとって使用しづらい状態である他に、さらに老朽化が進行しますと、落下や崩落等により、利用者に危険を及ぼす可能性があります。また、景観上、芳しくない状態でもあります。そのため、ハコモノの公共施設同様に、定期的を目視調査を実施し、必要な修繕等を実施します。このことは公園施設のみだけでなく、街路灯やカーブミラー等の施設にもあてはまります。今後も、住民及び利用者の皆様にとって、安全で快適な施設環境を提供することとします。

◆なぎ公園の現状



公園内のステージの柱や展示物の SL 蒸気機関車に、錆びつきや剥がれ等が多数発生しています。また、遊具の階段にも剥がれが発生しています。

図表 4-2：施設の安全確保に係る項目（耐用性）

確認項目			内容	
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	経過年数の割合（％）
			耐用年数（償却）	法定耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	構想耐用年数と築年との差
			外壁・屋根耐久性	外壁屋根耐用年数と改修年との差
			付属設備耐久性	設備耐用年数と改修年との差
	不具合	構造の不具合	基礎・躯体	沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	腐食、欠損の状況
			柱・梁、壁、床等	亀裂、脱落、腐食、欠損、ゆるみの状況
		外部仕上の不具合	屋根	排水良否、雑草有無、防水層膨れの状況
			外壁・屋根	剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	腐朽、ゆるみ、シーリングの状況
		内部仕上の不具合	天井	たるみ、亀裂、剥落、落下の有無
			内壁	割れ、はがれ、変色の有無
			床	割れ、はがれ、変色の有無
		付帯設備の不具合	煙突、屋外階段	傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金具の状況
			広告塔、吊看板等	浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備の不具合	電気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	亀裂、損傷、サビ、腐食、摩耗、ゆるみの状況			

(FM 評価手法・JFME13 マニュアル（試行版）を参考)

図表 4-3：施設の安全確保に係る項目（安全性）

確認項目			内容	
安全性	敷地の安全性	自然災害回避性	地震、土砂、浸水災害	液状化、警戒区域、危機区域等の有無
			地盤安定性	地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有無
		敷地安全対応策	緊急自動車接近	道路幅員
			地盤調査結果	軟弱地盤、盛土、埋立地の有無
	建物の安全性	構造安全性	基礎の安全性	安全要件の満足度
			建築年	1981年6月以前
		地震安全性	耐震補強	有無
			免震、制震	有無
		対落雷安全性	避雷針	有無
	火災の安全性	耐火、避難、消火安全性	延焼防止、避難経路確保、消火活動・経路確保	防火性能、避難路の状況、防火設備の状況
	生活環境の安全性	空気質安全性	空気質安全性の確保	ホルムアルデヒド・トルエン等の状況
		水質安全性	水質検査	有無
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	落下物防止に対する安全要件の満足度
有害物質排除性		アスベスト、PCB、フロン・ハロン対策	排除状況	
公害防止性		日照・通風障害、電波障害、外構の維持	防止要件の満足度、保全要件の満足度	

(FM 評価手法・JFME13 マニュアル (試行版) を参考)

(4) 耐震化及び国土強靱化の実施方針

災害対応施設としての観点も含め、計画的に耐震化工事を実施する。

災害時において、防災拠点等となる公共施設等は、必要な調査等に基づき、耐震化を進めます。また、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害・低温被害及び同時かつ連続的に発生する複合災害に対して適切に対応するため、『湯浅町地域防災計画』や周辺自治体の関係する計画とも密接に連携し、防災面からの公共施設等のあり方を検討し、避難施設となる公共施設の機能強化を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

LCC（ライフサイクルコスト）の縮減を図る。

すべての公共施設等に対して、長寿命化工事を実施すれば、本町の財政上、大きな負担を強いることとなります。これは、将来の人口減少・少子高齢化が予測され、かつ、財政状況がより厳しさを増すことが考えられる中では、現実的ではありません。そのため、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施については、従来の耐用年数切れ等による建て替えの場合と比較して、LCC（ライフサイクルコスト、施設等の計画・設計・施工から、施設利用に係る光熱水費、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額）の縮減を図ります。また、原則として、各公共施設等は、耐用年数まで安全に使用できるよう、予防保全の考え方を導入し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。なお、各公共施設等の長寿命化等の具体的な対応・方針については、各個別施設計画において取り決めます。

ライフサイクルコストとは？

建物の生涯に必要な総費用のことです。このうち初期投資に係る企画・設計費、建設費等の「イニシャルコスト」が、氷山の一角に例えられ、保守費、修繕・改修費、光熱水費等、施設を運営・維持するのに必要な「ランニングコスト」は、氷山の海面下の部分に例えられます。氷山の例えからも分かるように、「イニシャルコスト」に比べ「ランニングコスト」の方が、大きな割合を占めており、ランニングコストの削減を図ることは、ライフサイクルコストを削減する上で非常に効果的な取り組みです。

(6) 統合や廃止の推進方針

施設の総量や配置の最適化を実施する。

統合や廃止の検討については、将来の人口見通しや利用需要を勘案し、公共施設等の総量及び配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等の統合や廃止については、行政サービスの水準低下が伴う可能性があります。水準の低下を最小限にするためには、公共施設等に関連する施策だけでなく、地域の実情も含めた総合的な施策・協議が必要です。そのため、本町の公共施設の統廃合や遊休施設の利活用については、住民、議会等と十分に協議し、合意形成を経て実施します。

(7) 住民との情報共有の実施方針

公共施設等に関する情報公開を実施する。

本計画の推進については、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等のあり方について、住民、議会等と十分に協議し、固定資産台帳をはじめとする公共施設等に関する情報について、本町HP等を通じ、公表します。

図表 4-6：固定資産台帳の公表内容

固定資産台帳の公表内容			
施設名称	所在地	所管課	建築年月日
構造	延床面積	階数	予定更新時期
修繕履歴	残存年数	耐震化の有無	その他

(8) PPP／PFI 活用の実施方針

PPP／PFI 等民間活力の活用の可能性について検討する。

今後、公共施設等の維持管理、更新等については、本町による対応だけではなく、公共施設等の一部またはすべての管理運営を民間に委託し、より効果的・効率的な維持管理等を検討します。その手法として、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共サービスの提

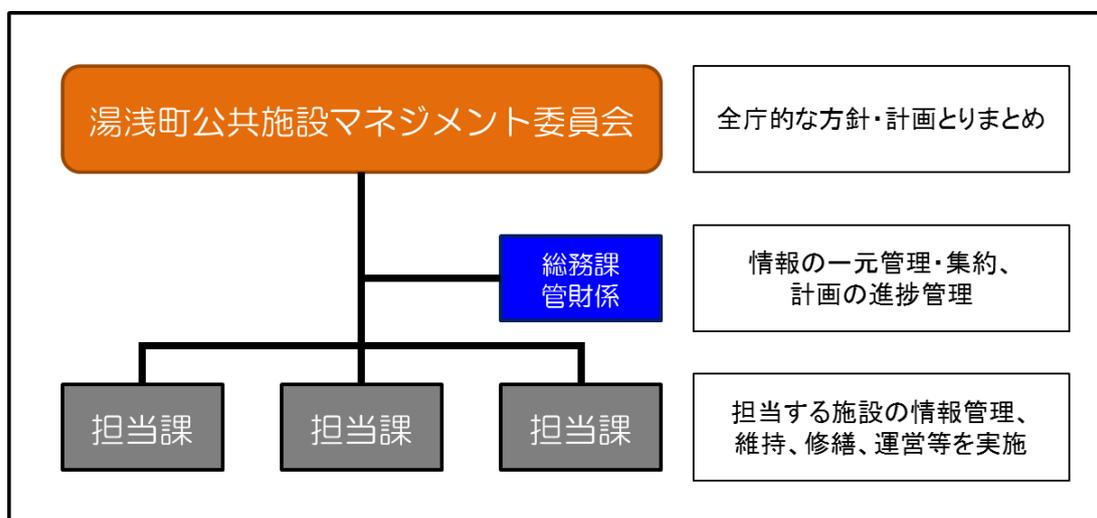
供を民間主導で実施)方式、コンセッション(利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する)方式、指定管理制度等の民間事業者のノウハウや資金等があり、本町でも活用を視野に入れながら、公共施設等の運営を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施する。

本計画を着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備が不可欠です。そのため、職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組の推進、固定資産台帳の更新、公共施設等マネジメントの実施、建物等の維持管理等に関する必要な研修等を行います。また、本町に隣接する自治体間の情報共有を積極的に行い、計画推進に関する相互支援や公共施設等の相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を行います。

図表 4-7：推進体制のイメージ



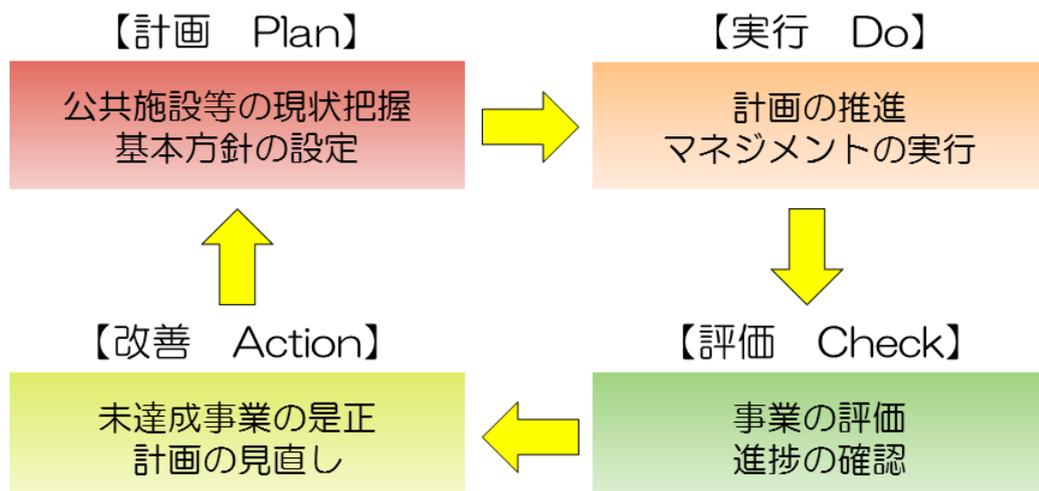
情報の一元管理・集約等には、固定資産台帳管理システムを活用し、適切な情報管理・更新を行います。今後、同システムには、利用者数やコスト情報も一元管理できるようなシステムの改修を行います。また、総務課管財係において、固定資産台帳の管理・更新等の他に、各課と連携し、公共施設等の利活用策を積極的に実施することとします。

(10) フォローアップの実施方針

社会情勢や利用需要等を把握しながら、フォローアップを実施する。

本計画は、公共施設等の更新費用を、将来 40 年間分を見越していますが、計画期間 10 年間とし、今後の社会情勢や経済情勢、また、利用需要、人口動態等の変化により、適宜見直しを実施します。また、公共施設等のマネジメントを実施するため、情報の一元管理を行い、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check) により、本計画に反映 (Action) させ、随時、計画の見直しを実施します。

図表 4-8 : PDCA サイクルのイメージ



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、第4章第1節及び第2節で述べた公共施設等に関する基本的な方針及び実施方針について、各施設における現状及び今後の維持管理等その他の施設に係る方針等について、施設類型ごとに取りまとめを行います。また、各施設を第3章の建物系公共施設・土木系公共施設・企業会計施設の3区分にて明記します。

第1節 建物系公共施設

(1) 行政系施設	
現状把握	<p>○町役場庁舎は、平成27(2015)年3月24日に竣工され、鉄骨造3階建てであり、敷地面積は9,219㎡、延床面積は4,259㎡を有する。行政機能のみならず、議場は本会議場としての利用の他、住民コミュニティの活動の場として、また、各種講演会等の場として利用できる「なぎホール」等、複数の機能を有しており、災害時には、190人を収容できる避難所として活用が可能である。</p> <p>○消防車庫については、老朽化が進んでおり、耐震診断が行われていない状況である。また、車庫しかなく詰所がない消防車庫(施設)もある。</p>
方針	<p>○町役場庁舎は、今後、日常的に清掃や維持管理に伴う点検等を、適切に実施する。</p> <p>○消防車庫の老朽化が進んだ施設について、維持管理方法を確定し、定期的な安全点検を行い、必要に応じて改修を実施する。</p> <p>○栖原地区の消防車庫は、車庫と詰所が2箇所に分れて設置されており、トイレもなく、老朽化が進んでいるため、1箇所への統合を検討する。</p>



消防車庫(第3分団)



消防車庫(第4分団)

図表 5-1：行政系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅町役場（青木 668-1）				
湯浅町役場	鉄骨コンクリート	4,259	平成 27 年	総務課
倉庫棟	鉄筋コンクリート	413	平成 27 年	総務課
車庫棟	鉄筋コンクリート	129	平成 27 年	総務課
■消防車庫（第 1 分団）（湯浅 2904）				
消防車庫	鉄骨造	86.42	平成 28 年	総務課
■消防車庫（第 2 分団）（総合センター内（湯浅 2707-1））				
消防車庫	鉄筋コンクリート	—	昭和 51 年	総務課
消防車庫	鉄筋コンクリート	72	昭和 55 年	総務課
■消防車庫（第 3 分団）（山田 1872-2）				
消防車庫	鉄骨造	93	平成 7 年	総務課
■消防車庫（第 4 分団）（栖原 517-3、栖原 824-2）				
消防車庫	鉄骨造	60	昭和 61 年	総務課
消防車庫	鉄骨造	50	昭和 54 年	総務課
■消防車庫（第 5 分団）（田 364-4）				
消防車庫	鉄骨造	100	平成 6 年	総務課
■消防車庫（第 6 分団）（吉川 262-1）				
消防車庫	鉄骨造	120	平成 12 年	総務課
■消防車庫（第 7 分団）（栖原 26-4）				
消防車庫	鉄骨造	56	平成 28 年	総務課
■消防車庫（第 8 分団）（なぎ大橋下）				
消防車庫	鉄骨造	78	平成 10 年	総務課
■消防車庫（第 9 分団）（湯浅 1982）				
消防車庫	鉄骨造	60	平成 26 年	総務課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■ 消防車庫（第10分団）（湯浅 2123-9）				
消防車庫	鉄筋コンクリート	38	—	総務課



消防車庫（第5分団）



消防車庫（第7分団）



消防車庫（第8分団）



消防車庫（第9分団）

(2) 町民文化系施設	
現状 把握	<p>○維持管理に係るメンテナンスや抜本的な改修が必要な施設もあるが、財政上の関係で実施できていない。</p> <p>○施設の維持管理については、対処療法的な対応に終始している。</p>
方針	<p>○原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。</p> <p>○方津戸教育集会所は、現状、老人憩の家であるため、用途変更等の検討を行う。</p>



田区民センター



宮西教育集会所



方津戸教育集会所



矢田教育集会所

図表 5-2：町民文化系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■ 田区民センター（田 369-5）※施設内に田公民館・老人憩の家を併設				
区民センター	木造	549	平成元年	教育委員会 健康福祉課
■ 宮西教育集会所（湯浅 1819-3）				
集会所	鉄筋コンクリート	140	昭和 61 年	教育委員会
■ 方津戸教育集会所（栖原 109-41）				
集会所	木造	74	—	教育委員会
■ 矢田教育集会所（栖原 286-10）				
集会所	木造	105	平成 3 年	教育委員会

(3) 社会教育系施設	
現状 把握	<p>○維持管理に係るメンテナンスや抜本的な改修が必要な施設もあるが、財政上の関係で実施できていない。</p> <p>○施設の維持管理については、対処療法的な対応に終始している。</p> <p>○湯浅中央公民館は、湯浅スポーツセンター内にあるが、文化関連団体より、新設の要望がある。</p>
方針	<p>○原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。</p> <p>○点検・診断等は、予防保全を基本とした方法を実施する。</p> <p>○図書館は、湯浅駅周辺等整備基本方針等に基づき、検討を行う。</p> <p>○栖原公民館は、耐震診断結果不良により閉鎖中であるが、地元自治会から新設の要望があるため、近傍にある矢田教育集会所との統合または新設の検討を行う。</p>



湯浅町立図書館



いきいきふれあい館

図表 5-3 : 社会教育系施設の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅町立図書館 (湯浅 1982)				
図書館	鉄筋コンクリート	860	平成 15 年	教育委員会
■いきいきふれあい館 (湯浅 2276-2)				
公民館	鉄骨コンクリート	346	平成 13 年	教育委員会
■山田公民館 (山田 1334-2)				
公民館	鉄骨コンクリート	344	平成 7 年	教育委員会
■栖原公民館 (栖原 866-4)				
公民館	鉄骨コンクリート	340	昭和 55 年	教育委員会
■吉川公民館 (吉川 269)				
公民館	鉄骨コンクリート	351	昭和 63 年	教育委員会



山田公民館



栖原公民館



吉川公民館

(4) スポーツ・レクリエーション・観光系施設	
現状把握	○維持管理に係るメンテナンスや抜本的な改修が必要な施設もあるが、財政上の関係で実施できていない。
方針	○類似施設については、利用状況や老朽化等を精査しながら、複合化・集約化の検討を行う。 ○プール施設については、湯浅町単体で2施設を有することは数量上望ましくなく、1施設で十分であると考えられる。 ○点検・診断等は、予防保全を基本とした方法を実施する。 ○町民体育館、田体育館、湯浅町民プールは、学校施設としての検討を行う。

図表 5-4：スポーツ施設の利用者数

施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
湯浅町民プール	2,026	1,784	1,577	—	943	1,298
宝栄水泳プール	1,500	962	787	—	783	577
町民体育館	—	415	390	340	314	290
湯浅スポーツセンター	—	1,016	569	881	934	933
湯浅町田体育館	—	207	75	128	163	124

※プール施設は利用人数、体育館施設は利用件数



湯浅町民プール
管理事務所



宝栄水泳プール
管理事務所

(4) スポーツ・レクリエーション・観光系施設	
現状把握	<p>【立石茶屋、駅前多目的広場】</p> <p>○立石茶屋は、数年前に改修は行ったが、老朽化は依然として進行しており、トイレ等は、車椅子での利用が不便な施設となっている。また、施設の老朽化に伴い、雨漏りや引き戸が重くなっている箇所等が見受けられる。修繕等は、予算の範囲内で行っているが、大規模な修繕は、町予算を考慮すると困難な状況である。さらに、施設は熊野古道沿いに位置し、歴史的な建造物であるため、取り壊しや建て替えが困難な施設である。また、施設の裏には蔵があり、周辺地区の御神輿の収納場所となっており、年に1回の秋祭りの時期に、施設の土間に展示される。</p> <p>○立石茶屋の利用については、主に町外からの観光客であり、その他周辺地区の集会でも利用されることがある。施設の管理は、町直営で行っており、町の非常勤職員が施設の開閉や掃除、観光客へのもてなしを行っている。</p> <p>○駅前多目的広場は、もともとパチンコ店であった施設を町が買い取り、改修した施設であり、老朽化が著しく進行している。雨漏りや外壁のひび割れ等、修繕が必要な箇所が年々増えてきている。施設は多目的広場として、観光案内所での利用の他、会議等でも利用され、多用途となっている。また昨年度より、施設の一角を改修し、町の出張所として、証明書等の発行も行える施設となっている。施設の管理は、町職員と非常勤職員が土日祝日を含め行っている。</p>
方針	<p>○立石茶屋は、本町にとって重要な観光拠点施設と位置づけているので、今後の施設の廃止等は考えていない。耐震強度不足及び老朽化といった問題があるため、優先順位を十分検討した上で、耐震改修計画を立て、迅速に実施する。</p> <p>○駅前多目的広場の対応については、「湯浅駅周辺等整備基本方針」に基づき、整備を実施するものとする。</p>



立石茶屋



駅前多目的広場

(4) スポーツ・レクリエーション・観光系施設	
現状把握	<p>【湯浅伝統的建造物群保存地区休憩所（岡正）、湯浅まちなみ交流館等】</p> <p>○甚風呂、湯浅伝統的建造物群保存地区休憩所（岡正）、湯浅まちなみ交流館、北町ふれあいギャラリーは、いずれも伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物で、建築後 100～150 年ほど経過した町家等を改修したものである。その伝統的な外観や内部意匠を活かし、町民や伝建地区を訪れる観光客等の来訪者が、伝建地区について理解を深め、学習し、あるいはもてなしや交流を図るための施設として活用している。</p> <p>○現在の施設の管理状況は、甚風呂（歴史資料館）及び湯浅まちなみ交流館（来訪者おもてなし交流施設）に、それぞれ指定管理者制度を導入し、地元住民組織による維持管理と公開活用がなされている。施設の運営に必要な光熱水費、小修繕、維持管理費、人件費等は、指定管理料として、町が指定管理者に支出している。</p> <p>○湯浅伝建地区休憩所（岡正）及び北町ふれあいギャラリー（ギャラリー兼休憩所）は、使用許可等により活用している。</p>
方針	<p>○原則すべての施設において、適切な維持管理による更新を基本方針とする。</p> <p>○指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者による維持管理を進める。</p> <p>○伝統的建造物群保存地区の施設については、保存を図る伝統的建造物として特定している施設であるため、取り壊しや建て替えは行わない。</p>



甚風呂



湯浅伝建地区休憩所岡正

図表 5-5：スポーツ・レクリエーション・観光系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅町民プール（山田 1951-6）				
管理事務所	コンクリートブロック	71	平成 12 年	教育委員会
■宝栄水泳プール（湯浅 2716-1）				
管理事務所	—	—	昭和 58 年	教育委員会
■宝栄湯（湯浅 2716-4）				
公衆浴場、便所	鉄筋コンクリート	345	昭和 54 年	住民環境課
■町民体育館（湯浅 1546）				
体育館	鉄骨コンクリート	1,187	昭和 60 年	教育委員会
■湯浅スポーツセンター（湯浅 2435-1）※施設内に湯浅中央公民館を併設				
体育館	鉄骨鉄筋コンクリート	4,371	昭和 55 年	教育委員会
■湯浅町田体育館（田 369-5）				
体育館	鉄筋コンクリート	2,101	昭和 57 年	教育委員会
■方津戸グラウンド（栖原 126）				
トイレ	—	—	平成 3 年	教育委員会
■湯浅城公園（有田川町熊井 694-1）				
なぎの里球場（バックネット棟）	鉄骨造	149.74	平成 22 年	教育委員会
なぎの里球場（1 塁側スタンド）	鉄骨造	512.92	昭和 55 年	教育委員会
なぎの里球場（1 塁側ダッグアウト棟）	鉄筋コンクリート	74	昭和 55 年	教育委員会
なぎの里球場（3 塁側スタンド）	鉄骨造	—	昭和 55 年	教育委員会
なぎの里球場（3 塁側ダッグアウト棟）	鉄筋コンクリート	74	昭和 55 年	教育委員会

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅城公園（有田川町熊井 694-1、719-1、711、726-3）				
なぎの里球場（3塁側トイレ棟）	コンクリートブロック	26.73	昭和55年	教育委員会
ゲートボール場兼多目的スポーツ施設（管理棟）	鉄筋コンクリート	81.95	平成6年	教育委員会
ゲートボール場兼多目的スポーツ施設（倉庫）	コンクリートブロック	—	平成6年	教育委員会
テニスコートA・B（トイレ）	—	—	昭和55年	教育委員会
テニスコートD・E・F・G（トイレ）	コンクリートブロック	35	昭和55年	教育委員会
■湯浅伝建地区休憩所岡正（湯浅 37-2）				
湯浅伝建地区休憩所岡正	木造	99	—	産業観光課
■北町ふれあいギャラリー（湯浅 47-6）				
北町ふれあいギャラリー	木造	78	—	産業観光課
■甚風呂（湯浅 426）				
甚風呂	木造	268	—	産業観光課
甚風呂	木造	268	—	産業観光課
■湯浅まちなみ交流館（湯浅 444）				
湯浅まちなみ交流館	木造	39	—	産業観光課
■お休処立石茶屋（湯浅 860-2）				
休憩所	木造	205	—	産業観光課
倉庫	木造	49	—	産業観光課
浴場	木造	6	—	産業観光課
■駅前多目的広場（湯浅 1077-6）				
レンタサイクル置場	木造	39	平成3年	産業観光課
駅前多目的広場	鉄骨コンクリート	665	平成3年	産業観光課



なぎの里球場(バックネット棟)



ゲートボール場兼多目的スポーツ施設
(管理棟)



湯浅スポーツセンター



湯浅町田体育館



湯浅まちなみ交流館



宝栄湯

(5) 産業系施設	
現状把握	<p>○大型共同作業場及び農林水産業施設について、建築後約 30 年が経過しており、老朽化してきている。現在は、農産物加工大型共同作業場を除く、すべての施設で指定管理者制度により指定管理者と協定を締結し、維持管理（光熱水費、小修繕、施設管理等）を行っている。今後、払下げを前向きに検討しなければならないが、国庫補助事業で建設しているため、払下げの条件によっては国庫補助金の返還が伴う恐れがある。また、同和対策事業で建設された施設であるため、湯浅町の地域の雇用状況等を考慮して関係団体の意見等も伺いながら進めていく必要がある。</p>
方針	<p>○補助事業の関係から国等との協議を進めながら、地域の雇用状況も考慮し、施設指定管理者の更新及び払下げの検討を行う。</p> <p>○所有する施設のすべてが、国からの補助金を受けて建設しているため、取り壊す際には協議等が必要になる。</p> <p>○農産物加工大型共同作業場は、平成 22 年度より施設指定管理者がおらず、現在においても休止中であるため、統合・用途変更・取り壊し等を検討する必要がある。</p>



農産物加工大型共同作業場



ミネラルウォーター大型共同作業場

図表 5-6：産業系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■温室・露地栽培施設（山田 1638）				
共同作業所（A棟）	鉄骨コンクリート	1,000	平成元年	産業観光課
共同作業所（B棟）	鉄骨コンクリート	1,000	平成元年	産業観光課
共同作業所（C棟）	鉄骨コンクリート	900	平成元年	産業観光課
共同作業所（D棟）	鉄骨コンクリート	864	平成元年	産業観光課
共同作業所（E棟）	鉄骨コンクリート	960	平成元年	産業観光課
共同作業所（F棟）	鉄骨コンクリート	1,368	平成元年	産業観光課
共同作業所（G棟）	鉄骨コンクリート	1,350	平成元年	産業観光課
共同作業所（H棟）	鉄骨コンクリート	1,200	平成元年	産業観光課
共同作業所（育苗室）	鉄骨コンクリート	496	平成元年	産業観光課
共同作業所（管理棟）	鉄骨コンクリート	353	平成元年	産業観光課
共同作業所ぶどう（園管理棟）	鉄骨コンクリート	222	平成元年	産業観光課
■ミネラルウォーター大型共同作業場（山田 1638-7）				
共同作業場	鉄骨コンクリート	2,801	平成5年	産業観光課
■湯浅町椎茸椀木加工大型共同作業場（山田 1639）				
共同作業場	鉄骨コンクリート	5,402	平成4年	産業観光課
■湯浅町農産物加工大型共同作業所（栖原 89-24）				
共同作業所	鉄骨コンクリート	862	昭和61年	産業観光課
■水産業養殖施設（栖原 692）				
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,170	昭和58年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,170	昭和58年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	179	昭和58年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	45	昭和58年	産業観光課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■ 共同畜舎施設（山田 1639-2）				
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,186	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,188	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,188	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,460	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	1,528	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	57	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	120	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	93	昭和 63 年	産業観光課
共同作業所	鉄骨コンクリート	101	昭和 63 年	産業観光課
■ 木材加工大型共同作業場（有田郡広川町下津木 2458-1）				
共同作業場	鉄筋コンクリート	2,530	平成 3 年	産業観光課
共同作業場	鉄筋コンクリート	2,232	平成 3 年	産業観光課

(6) 保健・福祉施設	
現状把握	<p>○総合センターは、耐震診断については実施済みであり、耐震補強を施している。</p> <p>○各文化会館等の施設においては、適切な維持管理を行うための各種法定点検等の実施を行っている。しかし、利用者の身になっての細部にわたる確認・修繕作業については、担当職員が適宜行っているが、行き届いた対応が困難な場合がある。</p> <p>○耐震診断については、宮西文化会館、横田文化会館、野下・出水文化会館は実施済みであり、補強を要しない旨の診断結果を得ている。しかし、耐震診断結果に伴う対応については実施しているが、年を経るごとに老朽化等に関する改修・修繕についての必要性が向上し、今後、計画性を持って対応する必要がある。同時に、地震による建物自体の安全性は確認されているが、来館者の室内での安全面についても、十分工夫する必要があり、付属品（照明器具、調理器具等）・備品（健康器具）・内装具等の安全確保のため、計画性を持って補強等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ふれあいプラザは、特殊建築物の建築物調査及び建築設備検査を、数年に一回受けている。</p> <p>○老人憩の家として、10施設（田、吉川、山田、北道、なぎ、青木、栖原、北の町、南の町、南栄）あり、老人に対し教養の向上レクリエーション等のための場を提供し、老人の心身の健康を図ることを目的として設置しているが、全施設が建築後10年～40年程度経過し、老朽化が進んでいるため改修が必要な施設が多い。</p> <p>○各老人憩の家は、老朽化している部分を予算の都合等考慮し、適時修繕等行い、施設の維持管理を行っているが、今後、各施設において、避難所や福祉避難所との関係性から各施設においての方針や安全確保等を検討していくことが必要になる。</p> <p>○今後、施設の機能移転や廃止等が必要となってくる施設が多いものと考えられる。</p>
方針	<p>○原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする一方、今後、人口の変動等により、利用者数の減少等、施設の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。</p> <p>○老人憩の家の利用目的として、老人クラブ・各区の集会や会議、レクリエーション等を行っており、交通機関等が少ないため、施設によっては廃止すると、利用者にとって、不利益になる部分が多いことを考慮した上で、今後、統廃合を検討していく。また、避難所としての機能を有しているため、統廃合に関しては、各関係機関と検討していく。</p> <p>○利用率が年々減少傾向にある施設については、統合や廃止の検討を実施する必要がある。</p>

図表 5-7：保健・福祉施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■総合センター（湯浅 2707-1）※施設内に湯浅隣保館を併設				
総合センター	鉄筋コンクリート	1,749	昭和 51 年	総合センター
■旧診療所（湯浅 2718-1）				
集会所	鉄筋コンクリート	454	昭和 50 年	総合センター
■宮西文化会館（湯浅 1696-1）				
文化会館	鉄筋コンクリート	189	昭和 54 年	総合センター
■野下・出水文化会館（湯浅 2123-7）				
文化会館	鉄筋コンクリート	251	昭和 56 年	総合センター
■横田文化会館（栖原 6）				
文化会館	鉄筋コンクリート	233	昭和 55 年	総合センター
■湯浅町ふれあいプラザ（別所 61-1）				
老人福祉施設	鉄骨コンクリート	316	平成 13 年	健康福祉課
シャワー室・更衣室	木造	27	平成 15 年	健康福祉課
■地域福祉センター（湯浅 1675-1）				
地域福祉センター	鉄筋コンクリート	1,586	平成 8 年	健康福祉課
■山田老人憩の家（山田 1925-1）				
老人福祉施設	鉄骨コンクリート	219	昭和 53 年	健康福祉課
■青木老人憩の家（青木 690-2）				
老人福祉施設	木造	99	—	健康福祉課
■北の町老人憩の家（湯浅 709-2）				
老人福祉施設	鉄骨鉄筋コンクリート	279	平成 23 年	健康福祉課
■南栄老人憩の家（湯浅 1033-4）				
老人福祉施設	鉄骨コンクリート	187	平成 6 年	健康福祉課
■南の町老人憩の家（湯浅 1230-1）				
老人福祉施設	鉄骨コンクリート	125	平成 6 年	健康福祉課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■北道老人憩の家（湯浅 1661-1）				
老人福祉施設	木造	90	昭和 58 年	健康福祉課
■なぎ区集会所（湯浅 3245）				
老人福祉施設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	104	平成 2 年	健康福祉課
■栖原老人憩の家（栖原 866-5）				
老人福祉施設	木造	42	—	健康福祉課
■吉川老人憩の家（吉川 923-1）				
老人福祉施設	木造	112	昭和 52 年	健康福祉課



総合センター



旧診療所



宮西文化会館



野下・出水文化会館



横田文化会館



湯浅町ふれあいプラザ



地域福祉センター



山田老人憩の家



青木老人憩の家



北の町老人憩の家



南栄老人憩の家



南の町老人憩の家



北海道老人憩の家



なぎ区集会所



栖原老人憩の家



吉川老人憩の家

(7) 学校教育系施設	
現状把握	<p>○施設の維持管理については、対処療法的な対応に終始している。</p> <p>○小学校が4施設、分校が1施設、中学校が1施設あり、山田小学校以外は避難施設として指定されている。平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等も参考に、必要があれば検討する。</p> <p>現状の点検・診断では把握できない雨漏り等の劣化に対して、今後検討対策が必要である。</p>
方針	<p>○児童生徒の学校教育活動の充実や地域と学校の連携の強化に資するよう、公民館等の社会教育施設や社会福祉施設との複合化・共用化による整備を推進する。</p> <p>○建物の定期点検を適切に実施し、劣化状況を把握するとともに、計画的な修繕・更新により建物の長寿命化を図る。</p> <p>○防災拠点や避難救助等として、重要な役割を果たす教育施設等を優先的に、耐震改修工事等を計画的に実施する。</p>

図表 5-8：児童生徒数の推移

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
湯浅小学校	437	427	415	405	392	375	363
山田小学校	26	29	26	28	32	35	35
田栖川小学校・分校	64	60	57	53	57	58	66
田村小学校	65	58	59	59	60	60	55
湯浅中学校	317	293	312	316	311	292	-

(単位：人)

図表 5-9 : 学校教育系施設の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅小学校 (湯浅 1570)				
屋内運動場	鉄骨造	983	昭和 11 年	教育委員会
特別教室棟	鉄筋コンクリート	1, 127	昭和 53 年	教育委員会
倉庫	鉄骨造	29	昭和 60 年	教育委員会
校舎	鉄筋コンクリート	4, 452	平成 23 年	教育委員会
校舎	鉄筋コンクリート	26	平成 23 年	教育委員会
■山田小学校 (山田 1920)				
管理教室棟	鉄筋コンクリート	1, 341	昭和 55 年	教育委員会
校舎	鉄骨造	2	昭和 57 年	教育委員会
屋内運動場	鉄筋コンクリート	536	昭和 58 年	教育委員会
■田栖川小学校 (栖原 1384)				
校舎	鉄筋コンクリート	259	昭和 39 年	教育委員会
管理教室棟	鉄筋コンクリート	1, 325	昭和 39 年	教育委員会
物置	鉄骨造	20	昭和 41 年	教育委員会
屋内運動場	鉄筋コンクリート	379	昭和 45 年	教育委員会
物置	木造	21	昭和 58 年	教育委員会
教室棟	鉄骨造	302	平成 12 年	教育委員会
プール専用付属室	鉄筋コンクリート	32	平成 26 年	教育委員会
■田栖川小学校吉川分校 (吉川 938-2)				
管理教室棟	鉄筋コンクリート	322	昭和 51 年	教育委員会
■田村小学校 (田 359)				
管理教室棟	鉄筋コンクリート	520	昭和 50 年	教育委員会
管理教室棟	鉄筋コンクリート	428	昭和 52 年	教育委員会
管理教室棟	鉄筋コンクリート	171	昭和 55 年	教育委員会
プール専用付属室	鉄骨造	25	昭和 55 年	教育委員会

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■田村小学校（田 359）				
教室棟	鉄骨造	482	平成 6 年	教育委員会
倉庫	鉄骨造	15	平成 6 年	教育委員会
■湯浅中学校（湯浅 1815）				
武道場	鉄骨造	292	昭和 61 年	教育委員会
屋内運動場	鉄骨コンクリート	1,437	平成 8 年	教育委員会
屋内運動場	鉄骨造	316	平成 8 年	教育委員会
部室	鉄骨造	132	平成 10 年	教育委員会
校舎	鉄骨コンクリート	5,846	平成 23 年	教育委員会
校舎	鉄骨コンクリート	17	平成 23 年	教育委員会
プール専用付属室	鉄骨造	69	平成 26 年	教育委員会
■学校給食センター（湯浅 1577-2）				
学校給食センター	鉄骨造	745	平成 10 年	教育委員会
倉庫	鉄骨造	11	昭和 61 年	教育委員会



湯浅小学校



湯浅小学校
屋内運動場



山田小学校



田栖川小学校



田村小学校



田栖川小学校吉川分校



湯浅中学校



学校給食センター

(8) 子育て支援施設	
現状把握	<p>○向島保育所は、耐震工事は実施済みであるが、建築後約40年が経過しており、老朽化が進んでいる。修繕を繰り返しているが、子どものロッカーはささくれ、床やトイレのタイル等も、剥げていたり衛生面も良いとはいえない状態となっている。また、和式トイレのみで洋式はなく、使い勝手も悪い。</p> <p>○武者越保育所は、建築後約40年が経過しており、老朽化が進んでいる。施設の修繕については、雨漏りによる屋根等、緊急性の高いところから対応している。また、水道管の老朽による水漏れも毎年発生し、その度修繕を行っているが根本的な解決には至っていない。</p> <p>○両保育所とも、予算の都合上、優先順位をつけながらの対応となっている。しかし、乳幼児が一日の大半を過ごす施設として、根本的な問題解決のためには建て替えまたは統廃合による新設が望ましい。</p> <p>○学童保育しいのみクラブは、建築後約30年が経過しており、老朽化が進んでいる。年々、利用児童数も増加しており、現状の建物では狭く、対応が困難な状況になりつつあるため、建て替えまたは増改築等の検討が必要である。</p> <p>○学童保育やまだっ子クラブ（山田学童保育所）は、山田小学校のプールに隣接するプレハブを利用しているが、土砂災害等の危険性があるため、移転や改築等を検討する必要がある。</p>
方針	<p>○保育所については、入所児童数の減少、保育環境の改善等を考慮し、統廃合について検討を行う。</p> <p>○学童保育については、統合や廃止は考えておらず、建て替えまたは余裕教室の利活用の検討を行う。</p>



湯浅学童保育所



山田学童保育所

図表 5-10：子育て支援施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■向島保育所（湯浅 2707-1）				
保育所	コンクリートブロック	358	—	健康福祉課
保育所	鉄筋コンクリート	541	昭和 50 年	健康福祉課
■武者越保育所（湯浅 1407-2）				
保育所	鉄筋コンクリート	582	昭和 52 年	健康福祉課
■田保育所（田 558-6）				
保育所	鉄骨コンクリート	411.75	平成 27 年	健康福祉課
■湯浅学童保育所（湯浅 1570）				
学童保育所	木造	98	—	健康福祉課
■山田学童保育所（山田 1951-6）				
学童保育所	鉄骨コンクリート	35	平成 22 年	健康福祉課



向島保育所



武者越保育所



田保育所

(9) 公営住宅	
現状把握	<p>○所有する町営住宅（359戸）については、建築後30年以上が経過しており、老朽化してきている。</p> <p>○平成16年度から平成31年度に外壁塗装、トイレの洋式化を進めているが、毎年、修繕費用の増加が大きくなっている。</p> <p>○現在の管理状況は、維持管理程度の修繕は入居者の負担で行っているが、修繕が必要な場合は、本町で対応している。ただし、施設数が多い上に毎年度の予算も限られているため、全ての要望に即座に対応できているわけではなく、要望のあったところから緊急性等で判断し優先順位をつけながら対応している状況である。</p>
方針	<p>○現況、町営住宅入居者の住環境の確保をしながら、適正な施設数を考慮し、譲渡処分を進めていきたいと考えている。</p> <p>○公営住宅ストック状況を把握した上で、長寿命化のための中長期的な維持管理計画を策定し、予防保全的な観点から、定期点検や修繕等の維持管理を推進する。</p>

図表 5-11：公営住宅の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■山本団地（青木15）				
山本団地	鉄筋コンクリート	135.8	昭和54年	建設課
山本団地	鉄筋コンクリート	135.8	昭和54年	建設課
山本団地	鉄筋コンクリート	135.8	昭和54年	建設課
山本団地	鉄筋コンクリート	135.8	昭和54年	建設課
■別所（高城）団地（別所557）				
別所（高城）団地	木造	28.09	昭和35年	建設課
別所（高城）団地	木造	28.09	昭和35年	建設課
別所（高城）団地	木造	28.09	昭和35年	建設課
■御殿場団地（湯浅2702-6）				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和48年	建設課
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和48年	建設課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■御殿場団地（湯浅 2702-6）				
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和 48 年	建設課
御殿場団地	鉄筋コンクリート	177.24	昭和 48 年	建設課
御殿場団地	鉄筋コンクリート	88.62	昭和 48 年	建設課
御殿場団地	鉄筋コンクリート	246.05	昭和 49 年	建設課
御殿場団地	鉄筋コンクリート	246.05	昭和 49 年	建設課
■なぎ団地（湯浅 3273）				
なぎ団地	鉄筋コンクリート	2,585.7	平成元年	建設課
■港団地（湯浅 3246）				
港団地	鉄筋コンクリート	1,044.16	昭和 53 年	建設課
港団地	鉄筋コンクリート	1,305.2	昭和 54 年	建設課
■西谷（北栄）団地（湯浅 2577～2547-13）				
西谷（北栄）団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和 58 年	建設課
西谷（北栄）団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和 58 年	建設課
■宮西団地（湯浅 1736-3）				
宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和 59 年	建設課
宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和 59 年	建設課
宮西団地	鉄筋コンクリート	144.14	昭和 59 年	建設課
宮西団地	鉄筋コンクリート	143.48	昭和 60 年	建設課
宮西団地	鉄筋コンクリート	129.36	昭和 63 年	建設課
■宮西 1 団地（湯浅 1700-1）				
宮西 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 50 年	建設課
宮西 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 50 年	建設課
宮西 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 50 年	建設課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■宮西2団地（湯浅 1729）				
宮西2団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年	建設課
宮西2団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年	建設課
■宮西3団地（湯浅 1719-1）				
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年	建設課
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年	建設課
宮西3団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和55年	建設課
■宮西4団地（湯浅 1747-5）				
宮西4団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
■宮西南団地（湯浅 1702）				
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和60年	建設課
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和60年	建設課
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和60年	建設課
宮西南団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和60年	建設課
■宮西北団地（湯浅 1741、1732）				
宮西北団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年	建設課
宮西北団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和51年	建設課
宮西北団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年	建設課
宮西北団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和54年	建設課
■野下団地（湯浅 2098-14）				
野下団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年	建設課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■野下1団地（湯浅 2105）				
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
野下1団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和56年	建設課
■野下北団地（湯浅 2118-2~2018-5）				
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和61年	建設課
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年	建設課
野下北団地	鉄筋コンクリート	144.48	昭和62年	建設課
■横浜団地（湯浅 2430-127~128）				
横浜団地	鉄筋コンクリート	141.2	平成4年	建設課
■横浜1団地（湯浅 2600-1~2593-1）				
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年	建設課
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年	建設課
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年	建設課
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
横浜1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
■東元山1団地（湯浅 2437-18~9）				
東元山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年	建設課
東元山1団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和49年	建設課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■東元山 1 団地（湯浅 2437-18~9）				
東元山 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 49 年	建設課
東元山 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 49 年	建設課
東元山 1 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 49 年	建設課
■東元山 2 団地（湯浅 2708-9~18）				
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 49 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	121.86	昭和 50 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 52 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 52 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 52 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 53 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 53 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 53 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	133.54	昭和 54 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 55 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 55 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 55 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 55 年	建設課
東元山 2 団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和 55 年	建設課
■東元山 3 団地（湯浅 2430-130 他）				
東元山 3 団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和 56 年	建設課
東元山 3 団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和 56 年	建設課
東元山 3 団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和 56 年	建設課
東元山 3 団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和 56 年	建設課
東元山 3 団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和 56 年	建設課

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■西の谷1団地（湯浅 2552-8~15）				
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年	建設課
西の谷1団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和53年	建設課
■西の谷2団地（湯浅 2547-8~9、2547-17~18）				
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	70.28	昭和57年	建設課
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	70.28	昭和57年	建設課
西の谷2団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
■北栄北団地（湯浅 2702-6）				
北栄北団地	鉄筋コンクリート	2,674.55	平成22年	建設課
■出水団地（湯浅 2126-2、6）				
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
出水団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和57年	建設課
■横田団地（栖原 6、12-1、13-1）				
横田団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和51年	建設課
横田団地	鉄筋コンクリート	136.52	昭和52年	建設課
横田団地	鉄筋コンクリート	140.56	昭和58年	建設課
■方津戸団地（栖原 182-1）				
方津戸団地	鉄筋コンクリート	5,085.4	平成21年	建設課
■栖原団地（栖原 528-1）				
栖原団地	鉄筋コンクリート	280.5	昭和50年	建設課
栖原団地	鉄筋コンクリート	280.5	昭和50年	建設課

(10) 供給処理施設	
現状把握	○栖原ポンプ場は昭和 49 年に運転開始して以来、40 年以上が経過しており、これまでも定期的な日常点検や修繕を実施してきたところであるが、主要部分の老朽化が課題となっている。なお、近年のゲリラ豪雨の発生等により浸水被害が発生しうる状況下では、ポンプを起動し強制排水を行っているが、中流域から下流域では浸水が発生している状況である。
方針	○原則、適切な維持管理及び更新を基本方針とする。 ○平成 27 年度に長寿命化計画を策定し、平成 29 年度より計画的な改築を検討している。

図表 5-12：供給処理施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■ 栖原ポンプ室（栖原 1347-34）				
揚水場	鉄骨鉄筋コンクリート	300	昭和 48 年	建設課



栖原ポンプ室

(11) その他	
現状 把握	<p>○湯浅斎場は、建設後、約40年近く経過しており、施設の外壁や設備等に老朽化が目立つようになってきている。軽微な故障等については、職員が修理等の対応を実施している。また、施設が平屋であるため、耐震化を行う必要性は低い。しかし、焼却炉3基あり、ローテーションにより使い回しを行っているが、1日に複数の火葬が入る場合もあり、徐々に利用による損傷が見受けられる。焼却炉は3年に1度のペースで、1基ずつ入れ替えを行っているが、現状の使用頻度では、1度に2基の入れ替えが必要になってくる。また、焼却炉の燃料タンクについて、設置より37年経過しており、消防法に基づき設置から40年を経過するタンクについては、電気防食等の対応が義務付けられており、次年度以降、改修工事が必要となってくる。</p> <p>○斎場の燃料タンクの改修を、平成31年までに実施する予定である。</p> <p>○旧本町老人憩の家は、現在、役場倉庫として活用している。</p>
方針	<p>○原則、適切な維持管理による更新を基本方針とする。</p> <p>○公衆トイレは、定期的な点検を実施し、安全面・衛生面の両方から、不備がないか確認を行う。</p> <p>○現在、利用が休止されている施設については、建物の有効活用または解体等を検討する。</p>



湯浅斎場



旧田保育所

図表 5-13 : その他の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■湯浅斎場 (湯浅 2355-2)				
火葬場	鉄筋コンクリート	424	昭和 53 年	住民環境課
■寂城庵 (和歌山県有田郡有田川町大字熊井字岩楠部 725-13)				
寂城庵	木造	60	平成 6 年	教育委員会
■旧本町老人憩の家 (湯浅 1508-1)				
倉庫	木造	106	—	総務課
■旧田保育所 (田 363)				
旧保育所	鉄骨造	356	昭和 49 年	総務課
■旧共同作業所 (湯浅 2719-2)				
事務所	鉄骨コンクリート	137	昭和 58 年	総合センター
■わくわく公園便所 (青木 460)				
公衆便所	鉄筋コンクリート	5	昭和 57 年	住民環境課
■駅前公衆便所 (湯浅 1052-1 内)				
公衆便所	木造	28	平成 12 年	産業観光課
■宮西児童公園公衆便所 (湯浅 1693-1)				
公衆便所	木造	54	昭和 57 年	住民環境課
■なぎ公園公衆便所 (湯浅 3273)				
公衆便所	鉄筋コンクリート	48	昭和 57 年	住民環境課
■栖原海岸公衆便所 (栖原 918-8 先)				
公衆便所	木造	18	平成 27 年	産業観光課
■小浜海岸公衆トイレ (田 1242-2)				
公衆便所	木造	21	平成 26 年	産業観光課
■田海岸公衆トイレ (田無番地)				
公衆便所	鉄骨鉄筋コンクリート	15	平成 20 年	産業観光課



わくわく公園便所



駅前公衆便所



宮西児童公園公衆便所



なぎ公園公衆便所



栖原海岸公衆便所



田海岸公衆トイレ

第2節 土木系公共施設

(1) 道路

図表 5-14:道路の状況

区分	所属課	種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
道路	建設課	町道	122,625.70	591,231.60
		農道	40,021.00	
		林道	630.00	

(2) 橋梁

図表 5-15:橋梁の状況

区分	所属課	種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
橋梁	建設課	PC 橋	840.70	6,092.00
		鋼橋	138.80	873.20
		その他	554.20	4,044.00
		合計	1,533.70	11,009.20

(3) トンネル

図表 5-16:トンネルの状況

区分	所属課	名称	路線名称	所在地	実延長 (m)
トンネル	建設課	矢田トンネル	湯浅 263 号線	栖原地内	109.00

道路、橋梁及びトンネルに関する基本的な方針については、維持管理等に要する費用の削減を図るため、適切な維持管理・長寿命化を計画的に行い、将来的に必要となる更新費

用の縮減を実施します。また、現地での道路の状態の確認を行い、修繕が必要な箇所の早期発見・補修等を実施し、万一、道路に陥没等の危険箇所が発見された場合は、早急に補修等を実施します。なお、橋梁については、個別に策定している橋梁長寿命化計画に基づき、道路と同様に更新費用の縮減を行います。

(4) 港湾・漁港

図表 5-17: 港湾・漁港の状況

区分	所属課	名称	主な工作物
港湾・漁港	建設課	栖原漁港 田村漁港	防波堤、離岸堤、消波工、導流堤、防潮堤、防砂堤、護岸、突堤、船揚場、物揚場、泊地、側壁、陸閘門

港湾・漁港に関する基本的な方針については、漁港施設機能保全計画等を策定し、計画的に施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化及び縮減に取り組みます。

(5) 防火水槽

図表 5-18: 防火水槽の状況

区分	所属課	設置個所数
防火水槽	総務課	50 箇所

(6) 消火栓

図表 5-19: 消火栓の状況

区分	所属課	設置個所数
消火栓	総務課	322 箇所

(7) 水防倉庫

図表 5-20:水防倉庫の状況

区分	所属課	設置個所数
水防倉庫	総務課	3 箇所

防火水槽、消火栓および水防倉庫に関する基本的な方針については、定期的な点検等により、施設の状況を把握し、適切な維持管理を行います。また、消防水利の基準に沿った整備を進めます。

(8) 水門

図表 5-21:水門の状況

区分	所属課	設置個所数
水門	建設課	4 箇所

(9) 河川

図表 5-22:河川の状況

区分	所属課	水系名	河川名	延長 (km)
河川	建設課	山田川	逆川	0.73

水門及び河川に関する基本的な方針については、施設の維持管理等に要する費用の削減を図るため、現地での施設の状態の確認を行い、修繕が必要な箇所の早期発見・補修等を実施します。また、万一、施設に損傷等の箇所が発見された場合は、早急に修繕等を実施します。

(10) カーブミラー

図表 5-23:カーブミラーの状況

区分	所属課	設置個所数
カーブミラー	総務課	697 箇所

(11) 防犯灯

図表 5-24:防犯灯の状況

区分	所属課	設置個所数
防犯灯	総務課	526 箇所

カーブミラー及び防犯灯に関する基本的な方針については、経年劣化に伴う損傷等、修繕が必要な箇所の早期発見・早期修繕に努めます。

(12) 駐車場

図表 5-25:駐車場の状況

区分	所属課	設置個所数
駐車場	総務課	1 箇所 (JR 湯浅駅前)

駐車場に関する基本的な方針については、駅前周辺整備計画と併せて、施設の老朽化対策等を実施します。

(13) 公園施設

図表 5-26:公園施設の状況

区分	所属課	名称	所在地	面積 (㎡)	備考
公園施設	住民環境課	方津戸児童公園	湯浅 2430-1	3,543	児童公園
		宮西児童公園	湯浅 1692-1、 1693-1、1693-2	3,122	児童公園
		なぎ公園	湯浅 3273	4,210	児童公園
		わくわく公園	青木 460	1,735	
		ふれあい公園	湯浅 2711-5	970	
		横田公園	栖原 16-1	480	
		西の谷公園	湯浅 2569-1	450	
		出水公園	湯浅 2127	400	
		なぎ大橋下公園	湯浅 366-15	360	
		別所公園	別所 28	260	
		野下公園 1	湯浅 2105	180	
		東の谷公園	湯浅 2461-1	130	
		宮西公園	湯浅 1725-6	100	
		方津戸第2公園	栖原 109-40	90	
		野下第2公園	湯浅 2118-4	80	
		六角堂	湯浅 2473、2479- 2	4,000	
		ユピア前緑地	湯浅 2339-1	667	
		有衛前緑地	湯浅 2353-4	286	
		山田山展望台	山田 1638-1	538	
		駅前モニュメント	湯浅 1051-6	73	
		駅前線小学校前	湯浅 1554-7	94	
		駅前文平像	湯浅 1052	81	
		駅前久澄宅前	湯浅 1050-10	64	
横貫商店前緑地	湯浅 2515-27	41			
本町緑地	湯浅 1489-3	94			

公園施設に関する基本的な方針については、公園利用者の安全確保が最優先であるため、公園施設の機能保全と安全確保に努め、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止することで、施設の機能保全・安全確保・長寿命化を図り、更新費用の縮減に努めます。

(14) 池沼

図表 5-27:池沼の状況

区分	所属課	名称	所在地
池沼	産業観光課	大谷池	山田 250
		本谷池	山田 257
		蓮池	山田 304
		観音池	山田 371
		上池	山田 554
		下池	山田 590-1
		市谷池	山田 880
		平尾池	山田 1141
		田倉池	山田 1204
		折工池	山田 1802
		菖蒲谷谷池	山田 1960
		砥谷池	山田 2037
		長池	青木 464
		小判池	青木 718
		花谷池	青木 738
		野中池	青木 825
		大谷池	青木 901
		大根谷池	青木 919
		花谷小池	青木 937
		柳谷池	別所 296
		坂部池	湯浅 2362、有田川町熊井 726-1
大谷池	栖原 152		
矢田池	栖原 253-1		

区分	所属課	名称	所在地
池沼	産業観光課	奥ノ口池	栖原 363
		宮池	栖原 1210
		小池	栖原 1293
		トクンジョ池	吉川 172
		志出の池	吉川 360
		乙鳥上池	吉川 373-1
		乙鳥池	吉川 377-1
		おばさ池	吉川 394-1
		すりばち池	吉川 402-1
		コボネ池	吉川 409-2
		谷垣内池	吉川 415
		五代池	吉川 436
		奇谷池	吉川 503
		ゲシン谷池	吉川 519
		子池	吉川 550-1
		藪地池	吉川 664-1
		北谷池	吉川 897
		碓谷池	吉川 1153-1
		上池	吉川 1154
		文田池	吉川 1492
		新池	吉川 1546
		古池	吉川 1593
		里池	田 909
長池	田 1431		
古池	田 1559		

池沼に関する基本的な方針については、近年、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、適切な維持管理が困難な施設が増加傾向にあります。そのため、一定規模以上の池沼の点検を実施し、施設の現状把握を行い、効率的かつ効果的な対策を受益者と共に検討していきます。

第3節 企業会計公共施設

(1) 上水道施設

上水道施設	
現状把握	<p>○湯浅町の水道は、昭和5年に民間会社による給水に始まり、昭和52年から町営水道事業に移行している。水源は、山田川と広川の河川水であるが、広川町に一部供給している経緯もあり、年間を通じて水が不足している状況にある。特に夏場には、河川水源地から取水量が減少し、慢性的に水不足が生じるため、有田川町から分水として購入している状況にあり、年間を通じて安定的に取水できる新たな水源の確保が大きな課題となっている。また、平成27年度に水源開発の調査を実施しており、1つの水源を確保したが、全体を賄えるものではない。</p> <p>○水道管の総延長は、約150kmあり、耐用年数の経過した老朽管が約2/3程度ある。送水中の漏水も増加している中で、毎年度予算の範囲内で計画的に布設替工事を進めているが、漏水対策の面からも有収率を上げる必要がある。</p> <p>○2ヶ所の浄水施設のうち、横田浄水場は建築後36年が経過し老朽化している。また、配水池やポンプ室も耐震化されていない状況であり、耐震化を進める必要がある。久米崎浄水場は、平成14年度に更新されている。</p> <p>○維持管理費用については、毎年多額の予算が必要となり、維持管理方法についても検討する必要がある。</p>
方針	<p>○水道施設は、生活に必要不可欠なものであり、財政状況等を考慮しながら、最適な整備・維持管理を行う。平成28年度に、水道アセットマネジメント作成業務を計画する中で、それを基に計画的かつ効果的に施設更新を進めていく。</p> <p>○施設の運営については、民間活力を施設の整備や管理に導入する等、効率的な施設運営の検討を進めていく。</p>

図表 5-28：上水道施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年 (和暦)	所属課
■山田山送水ポンプ室 No. 1（山田 1695-4）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山送水ポンプ室 No. 2（山田 1638-29）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山送水ポンプ室 No. 3（山田 1638-30）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山送水ポンプ室 No. 4（山田 1638-31）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山送水ポンプ室 No. 5（山田 1638-37）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山送水ポンプ室 No. 6（山田 1638-38）				
ポンプ室	コンクリートブロック	18	平成 3 年	水道事務所
■山田山ポンプ室（山田 1866-2）				
ポンプ室	コンクリートブロック	12	昭和 50 年	水道事務所
■山田 R C 配水池（山田 1866）				
配水池	鉄筋コンクリート	50	昭和 52 年	水道事務所
■水道事務所（別所 331）				
水道事務所	鉄筋コンクリート	455	昭和 45 年	水道事務所
■横田ポンプ室（湯浅 2378）				
ポンプ室	鉄筋コンクリート	141	昭和 54 年	水道事務所
■主ポンプ室（湯浅 2430-157）				
ポンプ室	鉄筋コンクリート	196	昭和 52 年	水道事務所
■栖原ポンプ室（栖原 1347-34）				
ポンプ室	コンクリートブロック	20	昭和 51 年	水道事務所

名称 (所在地)	構造	延床面積 (m ²)	建築年 (和暦)	所属課
■方津戸P C配水池 (吉川 169-5、栖原 155)				
配水池	鉄筋コンクリート	41	昭和 50 年	水道事務所
■田 P C配水池 (田 1347-26)				
配水池	鉄筋コンクリート	20	—	水道事務所
■広川取水ポンプ室 (有田郡広川町広地内)				
ポンプ室	木造	11	—	水道事務所
■広川町第 1 水源ポンプ室 (有田郡広川町広 318-18)				
ポンプ室	コンクリートブロック	14	—	水道事務所

図表 5-29:水道 管種別延長一覧表

管種	延長(m)
導水管	350
送水管	3, 180
配水管	146, 470
合計	150, 000



久米崎浄水場



水道事務所

(2) 農業集落排水施設

下水道施設	
現状把握	○農業集落排水処理施設については、平成12年度に田地区が採択を受けて、整備が完了し供用が開始された施設である。施設としては、供用開始後10年以上が経過し、機器の対応年数が経過し、優先順位をつけながら修繕を行っているところである。事業としては、接続率は年々微増しているものの、10年以上が経過した中、54%と低迷しているのが現状である。
方針	○農業集落排水施設は、今後も定期的に保守点検等を実施し、必要に応じて修繕を行っていく。

図表 5-30：農業集落排水施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積（㎡）	建築年（和暦）	所属課
■田真空ステーション（田 379-1）				
機械室	鉄筋コンクリート	75	平成16年	建設課
■田浄化センター（田 427）				
機械室	鉄筋コンクリート	256	平成17年	建設課

図表 5-31：農業集落排水 管種別延長一覧表

管種	延長(m)
污水管	7,105.65



田浄化センター

参考文献等

1. 国勢調査
2. 第三次湯浅町長期総合計画 後期基本計画(平成 28 年度～平成 32 年度)
3. 湯浅町 人口ビジョン(平成 27 年 10 月)
4. 湯浅町 まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 27 年 10 月)
5. 湯浅町 過疎地域自立促進計画(平成 28 年度～平成 32 年度)
6. 湯浅町 歴史的風致維持向上計画(平成 28 年 2 月 26 日申請)
7. 湯浅町 決算統計
8. 湯浅町 決算状況カード
9. 湯浅町 建物固定資産一覧表(平成 28 年 3 月)
10. 湯浅町 道路台帳
11. 湯浅町 トンネル台帳
12. 湯浅町 河川現況台帳調書
13. 湯浅町 長寿命化修繕計画(橋梁)(平成 24 年 3 月)
14. 湯浅町 公営住宅等長寿命化修繕計画(平成 24 年 3 月)
15. 湯浅町 栖原都市下水路ポンプ場長寿命化計画(平成 28 年 3 月)
16. 総解説ファシリティマネジメント
17. 総解説ファシリティマネジメント追補版
18. 一般財団法人 地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10

公共施設等総合管理計画 記載内容確認リスト

項目番号	項目	確認欄(○)	該当箇所(ページ)
【必須項目】			
1	公共施設等全体を対象として計画を策定している。	○	第3章第1節(9~10P)
2	計画期間が10年以上となっている。	○	第1章第4節(3P)
3	総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある。	○	第2章第1節(5P)
4	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある。	○	第4章第2節(30P)
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある。	○	第4章第1節(22P)
【その他】			
6	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて記載がある。	○	第3章第5節(19P)
7	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の見込み等について記載がある。	○	第3章第5節(19P)
8	公共施設等の数・延床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化等について数値目標の記載がある。		
9	フォローアップの方針について記載がある。	○	第4章第2節(31P)
10	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載がある。	○	第5章第1節(32P)
11	行政サービス水準等の検討について記載がある。		
12	議会への報告を行った上で策定している。		
13	住民と情報共有を行った上で策定している。		
14	PPP/PFIの活用の検討について記載がある。	○	第4章第2節(29P)
15	隣接する市区町村との連携等広域的視野をもった検討について記載がある。	○	第4章第2節(30P)
16	点検・診断等の実施方針について記載がある。	○	第4章第2節(23P)
17	維持管理・修繕・更新等の実施方針について記載がある。	○	第4章第2節(24P)
18	安全確保の実施方針について記載がある。	○	第4章第2節(24P)
19	耐震化の実施方針について記載がある。	○	第4章第2節(28P)
20	長寿命化の実施方針について記載がある。	○	第4章第2節(28P)
21	統合や廃止の推進方針について記載がある。	○	第4章第2節(29P)
22	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針について記載がある。	○	第4章第2節(30P)

湯浅町
公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行
湯浅町役場 総務課

〒643-0002
和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1
電話：0737-63-2525 FAX：0737-63-3791